



FAI Sporting Code

国際航空連盟スポーツ規程

GENERAL SECTION

総則編

2025 年版

日本航空協会版日本語訳掲載	2025 年 4 月 1 日
FAI 発行	2025 年 1 月 1 日
IFSS (International Federation of Sports Societies) 承認	2024 年 11 月 19 日

Fédération Aéronautique Internationale
Maison du Sport International
Avenue de Rhodanie 54 CH-1007 Lausanne (Switzerland)
Tel: +41 (0) 21 345 10 70
Fax: +41 (0) 21 345 10 77
E-mail: sec@fai.org
Web: www.fai.org

VERSION 1.0

一般財団法人 日本航空協会

本書は、FAI Sporting Code - General Section を翻訳したもので、
訳文に疑義がある場合は、英語版が優先する。
本書(日本語版)の著作権は(一財)日本航空協会に帰属する。本書の全部
あるいは一部を(一財)日本航空協会の承諾なし転載することはできない。

本書の著作権は国際航空連盟（FAI）に帰属する。FAI の代理人、あるいは FAI 会員に対しては、以下の条件に基づきこの文書をコピー、印刷、及び配布する事が許可される。

1. 本書は情報としての使用のみが可能であり、商業目的で利用することはできない。
 2. 本書の全部あるいは一部をコピーする場合は、著作権について必ず明記すること。
 3. 各国の航空法、航空交通及び管制に適用される規則は、すべての競技会に適用される。
- これらの規則は順守されなければならない、該当する場合は、いかなるスポーツ規則より優先される。

本文書にて記載されている製品、方法、技術については、FAI または他の団体等の知的所有権に属している場合があり、本文書に記載していることをもって、それらの利用許諾を受けているものではないことに留意願います。

FAI 国際スポーツ競技に対する権利

FAI スポーツ規程に全部あるいは一部従って実施する全ての国際スポーツ競技会は、“FAI 国際スポーツ競技会” と称する。

FAI 定款により、FAI は FAI 国際スポーツ競技会に関係する全ての権利を有し、管理する。

FAI 会員は各国内での FAI 国際スポーツ競技会について FAI の所有権を行使し、FAI スポーツ・カレンダーに登録しなければならない。

FAI 国際スポーツ競技会において、商業活動目的で権利の行使を望む競技会主催者は、FAI に事前合意を求めなければならない。FAI が所有する権利は、合意により、競技会主催者に委譲することもある。

この権利には FAI 競技会の為の広告のみならず、競技会名もしくは商業用ロゴの使用及び、録画や同時放送による音声、映像、プログラム、かつ／あるいはデータの使用を含む。

これらには、FAI 国際スポーツ競技会で使用される判定や採点法、パフォーマンス評価や情報として使用される、ソフトウェアを含む電子的または他の手段によるいかなる素材の使用権限も含む。

FAI スポーツ競技会の実施責任者や法的団体は書面契約によってもよらなくても、上記のような FAI が所有する権利を認める。

書面による権限委譲の合意が行われない場合は、FAI が競技に対する全ての権限を有する。

契約や権限の委譲にかかわらず、FAI は記録保存かつ／あるいは宣伝のために、無料で競技の音や映像を撮ることが出来る。

また、FAI は自身の費用において、競技会のあらゆる内容を録画する権利も有する。

改正記録

この 2025 年版には、2024 年版規約に対する以下の改正が含まれている。
これらの改正は、この版の右余白に二重線で示されている。

Paragraph	Plenary meeting approving change	Brief description of change	Change incorporated by
2.1.1	2024	Classes Definition	CASI Bureau
2.1.3	2024	Space Vehicle	CASI Bureau
3.1	2024	Sporting Licence issued by FAI Secretary General	CASI Bureau
3.5.4	2024	Change of representation	CASI Bureau
5.2	2024	FAI Officials	CASI Bureau
5.2.4.2	2024	Nominated Jury	CASI Bureau
5.2.4.5.4	2024	Quorum	CASI Bureau
5.5.1.2	2024	Observation	CASI Bureau
6.3.2	2024	Protest during the event	CASI Bureau
6.4.3	2024	Appeals – Time Limit	CASI Bureau
6.4.4	2024	Treatment of Appeals	CASI Bureau
7.1.7	2024	Other Definition	CASI Bureau
8.1.1	2024	Units	CASI Bureau

目次

改正記録

項目一覧

序文

第1章 FAI の原則と権限

- 1.1 原則
- 1.2 スポーツ規程
 - 1.2.1 総則
 - 1.2.2 スペシャライズド・セクション
- 1.3 スポーツ規程の権限
- 1.4 改定
 - 1.4.1 決定
 - 1.4.2 施行
 - 1.4.3 発行
 - 1.4.4 最新版

第2章 クラスと定義

- 2.1 クラス
 - 2.1.1 クラスの定義
 - 2.1.2 E-エア・スポーツ
- 2.2 航空スポーツ委員会
 - 2.2.1 各委員会の略称
- 2.3 大陸地域
 - 2.3.1 アジア
 - 2.3.2 アフリカ
 - 2.3.3 ヨーロッパ
 - 2.3.4 オセアニア
 - 2.3.5 北米
 - 2.3.6 南米
 - 2.3.7 特定の選手権における臨時変更
 - 2.3.8 その他の地域グループ
- 2.4 その他の定義
 - 2.4.1 パフォーマンス
 - 2.4.2 アチーブメント・バッジ (記章)

第3章 FAI スポーティング・ライセンス

- 3.1 権利
- 3.2 所持者の責任
- 3.3 交付
 - 3.3.1 NAC 交付のスポーティング・ライセンス
 - 3.3.2 FAI 交付のスポーティング・ライセンス
 - 3.3.3 データベース
 - 3.3.4 FAI 参加許可証
- 3.4 証明証
 - 3.4.1 市民権
 - 3.4.2 居住地
 - 3.4.3 無国籍者
 - 3.4.4 NAC から NAC への変更
 - 3.4.5 FAI から NAC への変更
 - 3.4.6 権限移譲
- 3.5 代表権

- 3.5.1 NAC 競技者
- 3.5.2 FAI 競技者
- 3.5.3 重国籍者
- 3.5.4 代表権の変更
- 3.6 正当性
- 3.7 取り消し

第4章 スポーツ競技会

- 4.1 分類
 - 4.1.1 国内競技会
 - 4.1.2 国際競技会
 - 4.1.3 地域選手権
 - 4.1.4 世界選手権
 - 4.1.5 ワールド・エア・ゲーム
 - 4.1.6 マルチスポーツ競技会
- 4.2 参加者
 - 4.2.1 競技者
 - 4.2.2 チーム
 - 4.2.3 チーム・リーダー（または、チーム・マネージャー）
 - 4.2.4 代表団
 - 4.2.5 オフィシャル（役員）
 - 4.2.6 アシスタント
- 4.3 優勝者
- 4.4 参加者の責任
 - 4.4.1 スポーツ規程と規則の受諾
 - 4.4.2 ドーピング、アルコール、病気、負傷
- 4.5 一般規則
 - 4.5.1 FAI の権限
 - 4.5.2 カテゴリー1 競技会
 - 4.5.3 カテゴリー2 競技会
 - 4.5.4 言語
 - 4.5.5 保険
 - 4.5.6 装置/機器
- 4.6 スポーツ・カレンダー
- 4.7 参加資格
 - 4.7.1 カテゴリー1 競技会
 - 4.7.2 カテゴリー2 競技会
 - 4.7.3 マルチスポーツ競技会
- 4.8 エントリー
 - 4.8.1 申請
 - 4.8.2 受諾
 - 4.8.3 変更
 - 4.8.4 参加辞退
 - 4.8.5 年齢別カテゴリー
- 4.9 競技会の中断、中止
 - 4.9.1 不可抗力
 - 4.9.2 カテゴリー1 競技会
 - 4.9.3 カテゴリー2 競技会
- 4.10 結果と表彰式
 - 4.10.1 陪審員承認
 - 4.10.2 結果通知
 - 4.10.3 表彰式

4.11 ランキング

第5章 スポーツ競技会の管理

5.1 NAC の責任

5.1.1 管理と証明

5.1.2 検証

5.2 カテゴリー1 競技会中の役員

5.2.1 FAI 役員

5.2.2 FAI スチュワードとコントローラー

5.2.3 FAI 審判員 (ジャッジ)

5.2.4 FAI 陪審員 (ジュリー)

5.2.5 運営委員

5.3 カテゴリー2 競技会中の役員

5.3.1 スチュワードとコントローラー

5.3.2 審判員 (ジャッジ)

5.3.3 運営役員

5.3.4 陪審員 (ジュリー)

5.4 バッジ (記章) の役員

5.5 記録の役員

5.5.1 オフィシャル・オブザーバー (公式立会人)

5.5.2 公式立会人の臨時資格

5.5.3 公式立会人の取り消し

5.5.4 競技会中の記録

第6章 罰則、不服申立て、抗議、控訴

6.1 罰則

6.1.1 処罰

6.1.2 違反のカテゴリー

6.1.3 罰則の種類

6.1.4 不正行為またはスポーツマンシップに反する行為

6.1.5 失格

6.1.6 競技会中に課される罰則

6.1.7 ASC 事務局の対応

6.2 不服申立て

6.2.1 競技会前の不服申立て

6.2.2 競技会中の不服申立て

6.2.3 競技会後の不服申立て

6.2.4 記録挑戦に対する不服申立て

6.3 抗議

6.3.1 競技会前の抗議

6.3.2 競技会中の抗議

6.3.3 競技会後の抗議

6.3.4 記録挑戦に対する抗議

6.4 控訴

6.4.1 控訴通知

6.4.2 事務手数料

6.4.3 控訴期限

6.4.4 控訴処理

第7章 国際記録

7.1 定義

7.1.1 種類

- 7.1.2 コンプライアンス
- 7.1.3 認定
- 7.1.4 大陸地域
- 7.1.5 大陸記録
- 7.1.6 新記録
- 7.1.7 その他の定義
- 7.2 アブソリュート・レコード（絶対記録）
- 7.3 記録保持者
- 7.4 管理
 - 7.4.1 NAC の責任
 - 7.4.2 マルチ NAC 案件
- 7.5 許可取得の義務
- 7.6 同時達成記録
- 7.7 マルティプル・レコード（複数達成記録）
- 7.8 認定
 - 7.8.1 サポートリング・ファイル
 - 7.8.2 記録申請
 - 7.8.3 提出
 - 7.8.4 カテゴリー 1 競技会
- 7.9 検証
- 7.10 通知
 - 7.10.1 証明前通知
 - 7.10.2 証明後通知

第 8 章 測定、計算、許容差（マージン）

- 8.1 測定
 - 8.1.1 単位
 - 8.1.2 概要
 - 8.1.3 位置
 - 8.1.4 距離
 - 8.1.5 方位
 - 8.1.6 時間
 - 8.1.7 高度
 - 8.1.8 質量
- 8.2 計算
 - 8.2.1 概要
 - 8.2.2 地球モデル
 - 8.2.3 距離
 - 8.2.4 方位
 - 8.2.5 高度
 - 8.2.6 速度
 - 8.2.7 スコア
- 8.3 記録の許容差（マージン）と精度
 - 8.3.1 許容差（マージン）
 - 8.3.2 精度
- 8.4 承認
 - 8.4.1 方法
 - 8.4.2 管理

FAI スポーツ規程について

国際航空連盟（FAI）は航空スポーツ競技、記録（宇宙活動を含む）とその他承認した飛行内容に関する世界的組織である。

FAI は、各国内で航空スポーツ活動を統括している NAC（National AirSport Control）組織を結びつける。NAC は FAI の会員であり、NAC が参加する年次総会は FAI 方針決定の最高会議体である。

総会の方針や決定は FAI 執行役員会やエア・スポーツ委員会（ASC）により履行される。執行役員会は定款、附随定款やスポーツ規定が正しく守られるようにする。

FAI スポーツ規定はジェネラル・セクション（総則編）とスペシャライズド・セクション（細則編）から成る。この FAI スポーツ規定は 3 つの主なエリアから成り、1 つ目は選手権や競技会等のスポーツ競技、2 つ目は記録、3 つ目はアチーブメント・バッジ（記章）について定める。

ジェネラル・セクションは全ての航空スポーツに共通した事項から成り、エア・スポーツ・ジェネラル委員会（CASI）が責任を持つ。スペシャライズド・セクションは、規則や各種の手順を含み、各 ASC の責任下にある。（2.2 項参照）

第1章

FAIの原則と権限

1.1 原則

FAIは健全なスポーツマンシップに則って公正な競技が行なわれるべく、エア・スポーツ並びにエアロノーティック（航空飛行）、及びアストロノーティック（宇宙飛行）記録の管理を行う唯一の国際機関である。

FAIのスタチュート（定款）はスポーティング・コード（スポーツ規程）を体系的に細目規定するものとしており、その規定によりFAIは全てのエア・スポーツ活動を管理・コントロールする。

エア・スポーツ活動の運営と管理を定めるその他の文書には、以下のものが含まれる。

- FAI 定款および付則
- FAI 規律規程
- FAI 倫理規程
- FAI 審査員ガイドライン

1.2 スポーツ規程

スポーツ規程はジェネラル・セクション（総則編 又は GS）とスペシャライズド・セクション（細則編で、単に”セクション” 又は SS）とで構成する。

1.2.1 ジェネラル・セクション（総則編）

ジェネラル・セクションは全てのFAIエア・スポーツ活動に共通なルールを規定する。ジェネラル・セクションの改定及び維持管理はFAIエア・スポーツ・ジェネラル委員会(CASI)が担当する。

1.2.2 スペシャライズド・セクション（細則編）

各スペシャライズド・セクションはFAIが承認したそれぞれのエア・スポーツ種目の活動に適用するルールを規定する。

各スペシャライズド・セクションの改定及び維持管理は、それぞれのFAIエア・スポーツ委員会(ASC)が担当する。

各エア・スポーツ種目に適用されるスペシャライズド・セクションの規定はジェネラル・セクションの規定に抵触してはならない。

1.3 スポーツ規程の権限

スポーツ規程の権限の行使は、FAI定款およびジェネラル・セクションとスペシャライズド・セクションに記載されているとおり、以下により実行される。

FAI正会員および準会員（以下、NAC/National Airsport Control）；FAI暫定会員は記録に関する事だけに限る

エア・スポーツ委員会（以下、ASC）

FAI執行役員会（以下、FAI Executive Board）

1.4 改正

1.4.1 決定

スポーツ規程のジェネラル・セクションはCASIにより改正され、スペシャライズド・セクションは各エア・スポーツ委員会により改正される。

CASI総会が例外的にCASI事務局に改訂を委ねない限り、ジェネラル・セクションのいかなる改正もCASI総会により決定されなければならない。

また、CASI総会における採決方法は、単純過半数とする。

1.4.2 施行

ジェネラル・セクションの改正は、CASI総会で承認された日を以て有効とする。FAI定款および付則の変更に伴って、既存の規程に影響がおよぶ場合は直ちに最新のものに改正されるものとする。

各 ASC は、管轄するスポーツ規程のスペシャライズド・セクションの毎年の改定日を決定する。

1.4.3 **発行**

ジェネラル・セクションの改正版は、CASI に代わり、FAI 事務局が発行する。改正版は完成次第、関連 FAI ホームページ上に公開される。ジェネラル・セクションの最新版は以下参照：

www.fai.org/document-compression/52718



1.4.4 **最新版**

各国 NAC は、役員やスポーツ規程のジェネラル・セクションを参照/利用する者が、上記のことを理解し、且つ最新版を使用しているか確認する義務がある。

第2章 クラスと定義

以下の一般的な定義はFAIエア・スポーツ委員会に適用される。その他の定義やサブクラスは、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに記載されている場合がある。

2.1 クラス

以下のクラスはすべてのFAI競技会及び記録挑戦、アチーブメント・バッジ（記章）に適用する。

- クラスA：自由気球 (Free Balloons)
- クラスB：飛行船 (Dirigible - Airships)
- クラスC：飛行機、電気-及び太陽光発電-動力航空機 (Aeroplane, electric-and solar-powered aeroplanes)
- クラスD：グライダー及びモーター・グライダー (Gliders and Motor Gliders)
- クラスE：回転翼機 (Rotorcraft) 及びマルチローター (Multi-Rotors)
- クラスF：模型航空機 (Model Aircraft)
- クラスG：パラシュート (Parachutes) 及びウインド・トンネル (Wind Tunnels)
- クラスH：垂直離着陸航空機 (Vertical Take-off and Landing Aircraft)
- クラスI：人力航空機 (Human-powered Aircraft)
- クラスJ：ジェット・パック (Jet Pack)
- クラスK：宇宙船 (Spacecraft)
- クラスM：ティルト・ウイング/ティルト・エンジン機 (Tilt-wing/tilt-engine aircraft)
- クラスO：ハンググライダー及びパラグライダー (Hang Gliders and Paragliders)
- クラスP：エアロスペースクラフト (Aero-spacecraft)
- クラスR：マイクロライト航空機及びパラモーター (Microlight Aircraft and Paramotors)
- クラスS：スペース・モデル (Space models)
- クラスU：無人航空機 (Unmanned Aerial Vehicles)

2.1.1 クラスの定義

ASCの責任と上記および第1.2項のクラスを定義する際には、以下の定義が適用される。より詳しい定義およびサブクラスについては、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定められることがある。全てのクラスは有人活動を指すが、クラスFおよびSは模型航空機に関する例外である。その他の無人航空機活動は、クラスUのスポーツ規程で説明されている。また、クラスKおよびPに関する全ての詳細は、スポーツ規程の第8章に定義されている。

2.1.2 航空機 (AIRCRAFT)

空気が作用する力により大気中を飛行できる乗物をいう。次の二類型に分類される。

- ・重航空機 (Aerodyne)：空気より重く、飛行中、主に空力的力で浮力を得ている航空機をいう。
- ・軽航空機 (Aerostat)：空気より軽い航空機をいう。

2.1.2.1 クラスA

自由気球—空気中で静的に支持され、動力源による推進手段を持たない気球をいう。

2.1.2.2 クラスB

飛行船またはディリジブル—推進手段と操舵手段を兼ね備えた飛行船をいう。

2.1.2.3 クラスC

飛行機—推進手段を備えた固定翼機をいう。

電気飛行機：電気モーターのみで大気中を水平飛行できるものをいう。(AL11)

ソーラーパワード飛行機：機体に張り付けたソーラーパネルにより生み出される太陽光発電をエネルギー源として大気中を水平飛行できるものをいう。

2.1.2.4 クラスD

グライダー：持続的なソーリング飛行が可能で推進手段を持たない固定翼機をいう。

モーター・グライダー：推進手段を備えた固定翼機。推進手段からの推力なしにソーリング飛行

が可能なものをいう。

2.1.2.5 クラス E

回転翼機：揚力の全部もしくは相当部分を回転翼システムから得ている重航空機をいう。

オートジャイロ：翼に直接的に動力稼働装置を持たない回転翼機をいう。

ヘリコプター：動力可動式ローター・システムを兼ね備えた回転翼機で、その軸は固定されており、ロータークラフトの長手方向軸に対して実質的に垂直であるものをいう。

複合ヘリコプター：飛行中および低速時には、かなりの割合を回転翼システムから得ている回転翼機。回転翼システムから揚力の大部分を得ているものの、高速飛行時には回転翼システム、固定揚力面、補助推進機の適切な組み合わせから、揚力と推進力を発生させることができる回転翼機をいう。(AL17)

ティルト・ロータークラフト：垂直飛行またはホバリング飛行の揚力の全部または相当部分を、ローターを上方に預けて実質的に垂直にすることによって得ている機体。ローターおよび翼から揚力を得ており、かつ動力が停止した場合に自動回転が可能なものをいう。

マルチ・ローター：軸（2軸以上）が固定された動力稼働式ローター・システムを有する回転翼機をいう。

2.1.2.6 クラス F

模型航空機-限られた大きさの飛行機で、動力源の有無は問わない。人を乗せることができず、コンテスト、スポーツ、またはレクリエーションの目的で使用される。

2.1.2.7 クラス G

パラシュート：重力の影響を打ち消すように設計され、吊り下げられた荷物や人を安全に地面に帰すために使用することを目的とした、折り畳み可能な布製の装置をいう。(AL13)

ウインド・トンネル：動力によって気流を発生させる垂直または水平のトンネル。自由落下で達成されるのと同様のボディ・フライトを可能にする。

2.1.2.8 クラス H

垂直離着陸機：1機以上のジェット機の推力から直接揚力を得て、離陸、ホバリングまたは前進飛行を維持し、着陸することができる飛行機をいう。離着陸の際、外部表面からの揚力を必要としない。

2.1.2.9 クラス I

人力飛行機：搭乗している1人または複数の人の力のみを用いて離陸し、空中に留まる飛行機をいう。

静的支援システム（ガス、熱風など）を使用してはならない。

また、飛行中にエネルギーを受けるような装置を搭載してはならない。

ただし、離陸後に筋エネルギーを蓄える装置を搭載することは可能である。

2.1.2.10 クラス J

ジェットパック：1人で装着または携行する個人用飛行・推進装置で、動力による垂直離着陸、および空中制御飛行が可能なものをいう。

2.1.2.11 クラス M

ティルト・ウィング／ティルト・エンジン機：水平飛行と垂直飛行の両方が可能な航空機をいう。前方水平飛行では、揚力の大部分を固定翼から得ており、主翼または傾斜翼を傾けることにより、垂直飛行またはホバリング飛行を可能にする航空機をいう。

2.1.2.12 クラス N

短距離離着陸（STOL）機：短距離での離着陸が可能な航空機をいう。

- 2.1.2.13 クラス 0
ハンググライダー：パイロットの脚力のみで、運搬、足による発進、着陸が可能なグライダーをいう。
パラグライダー：硬い主構造を持たないハンググライダーをいう。
- 2.1.2.14 クラス R
マイクロライト：指定された最大質量を持ち、非常に低い翼面荷重を特徴とする 1 人乗りまたは 2 人乗りの飛行機をいう。

パワード・ハンググライダー（動力付きハンググライダー）：ハンググライダーを発進させ、飛行を持続可能な推進手段を備えたハンググライダーをいう。

パラモーター：パラグライダーを発進させ、飛行を維持可能な推進手段を備えたグライダーをいう。
- 2.1.2.15 クラス S
宇宙モデル：限られた寸法と積載能力を持つ宇宙船または航空宇宙船をいう。
人間や商業的なペイロードを運ぶことができない。
- 2.1.2.16 クラス U
無人航空機（UAV）：人間を搭乗させず、主に搭載された飛行システムによって制御される航空機をいう。
- 2.1.3 宇宙機
宇宙空間での飛行および運用を目的として設計された、有人または無人の乗り物または装置をいう。
- 2.1.3.1 クラス K
宇宙船：宇宙空間での飛行が可能な乗り物をいう。
- 2.1.3.2 クラス P
航空宇宙船：宇宙空間での飛行や大気圏内での持続的な制御飛行が可能な機体をいう。
大気圏内での持続的かつ制御された飛行が可能であり、陸上や海上でのソフト・タッチダウンが可能でなければならない。
- 2.1.4 e-エア・スポーツ
e-エア・スポーツは電子プラットフォームを使用して行われる、個人またはチームの FAI 活動または競技会である。
各 FAI エア・スポーツ委員会は、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションの中にこの様な活動に関する規則を定める。

2.2

エア・スポーツ委員会

各エア・スポーツ委員会（ASC）の責任の及ぶ範囲は、FAI 定款に明記されている。
以下の表は手引書として提供する。

FAI 委員会		スポーツ・コード・セクション	FAI クラス	
航空スポーツ種目	略号		クラスレター	名称
バルーンング	CIA	1	A	自由気球
			B	飛行船
ジェネラル・アビエーション	GAC	2	C	飛行機
			H	垂直離着陸航空機
グライダーング	IGC	3	D	グライダー
			DM	モーター・グライダー
エアモデル	CIAM	4	F	模型航空機
			S	スペースモデル
			12	U
パラシューティング イント・アスカイ・ヒング	ISC	5	G	パラシュート ウインド・トンネル
			C	飛行機
エアロバティック	CIVA	6	D	グライダー
			O	ハンク・グライダー ハラク・グライダー
アストロノティクス	ICARE	8	K	宇宙船
			P	エアロ・スペースクラフト
ロータークラフト	CIG	9	E	ヘリコプター
				ティルト・ロータークラフト
				オートジヤロ
			M	マルチローター
				コンバウンド・ヘリコプター
ティルト・ウィング / ティルト・エンジン機				
超軽量動力機&パラモーター	CIMA	10	R	マイクロライト・エアクラフト
				マイクロライト・オートジヤロ
				ハワード・ハンク・グライダー
				ハラモーター
ジェネラル（一般）	CASI	11	I	人力航空機
			J	ジェット・パック
ジェネラル（一般）	CASI	ジェネラル	ALL	全クラス
ジェネラル アヴィエーション（一般）	CIACA	13	CS	ソーラー・ワード・エアクラフト
			CE	エレクトリックワード・エアクラフト

各 ASC には E メールによる情報配信リストが存在する。FAI web pages <http://www.fai.org/>

2.2.1

コミッション略語

CASI - Commission Aéronautique Sportive Internationale (Air Sport General Commission)

CIA - Commission Internationale d'Aérostation (International Ballooning Commission)

CIACA - Commission Internationale des Aéronefs de Construction Amateur (Amateur-built and Experimental Aircraft Commission)

CIAM - Commission Internationale d'Aéromodélisme (International Aeromodelling Commission)

CIG - Commission Internationale de Giraviation (International Rotorcraft Commission)

CIMA - Commission Internationale de Micro-Aviation (International Microlight and Paramotor Commission)

CIVA - Commission Internationale de Voltige Aérienne (International Aerobatics Commission)

CIVL - Commission Internationale de Vol Libre (International Hang Gliding and Paragliding Commission)

GAC - General Aviation Commission

ICARE – International Commission for Astronautics Records

IGC – International Gliding Commission

ISC – International Skydiving Commission

2.3 大陸地域の定義

大陸地域選手権及び記録のため、FAI は大陸地域を以下の通り定める。(アルファベット順)

2.3.1 アジア (Asia)

下記 2.3.3 で定義されるヨーロッパ諸国の東側にあるアジア大陸の国々および隣接する島嶼国で、東は日本およびフィリピンまでを含む。スリランカ、ブルネイ、インドネシア及び中華台北を含むが、ロシアを除く。

2.3.2 アフリカ (Africa)

アフリカ大陸の全ての国々からなり、ケープ・ヴェルデ、セイシェル、モーリシャスのような近隣の島国を含む。

2.3.3 ヨーロッパ (Europe)

地中海及びその北側の全ての国々からなり、近隣の島国及びカスピ海の西側の国々を含む他、アイスランド、アイルランド、イスラエル、ロシア全土、トルコ及びイギリスを含むが、イランは含まない。(カスピ海の西側に国境があるため注記する)。

2.3.4 オセアニア (Oceania)

パプア・ニューギニア、オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋の東側でマーケサス及びツアモツ群島までの国々からなるが、上記のアジアで列記したどの国(例えば、インドネシア、日本、フィリピン) も含まない。

2.3.5 北アメリカ (North America)

パナマからカナダ及びバミューダ島を含むカリブ海諸島の国々からなる。

2.3.6 南アメリカ (South America)

コロンビアからチリ及びアルゼンチンまでの全ての国々からなる。

2.3.7 特定選手権のための暫定的な変更

担当エア・スポーツ委員会の要請があった場合、FAI エア・スポーツ・ジェネラル委員会事務局の同意により、大陸地域の定義は変更可能である。

2.3.8 他の地域グループ編成

ここに列挙した大陸地域と異なる地域グループ編成の選手権を定期的に FAI が承認する場合、その地域グループ編成の定義をこの項に規定する。

唯一承認された地域グループ編成は、パン・アメリカ及びアジア・オセアニアである。

2.4 その他の定義

2.4.1 パフォーマンスの定義

パフォーマンス、飛行、コース等の種類別の定義は、各 ASC により決定され、スポーツ規程の該当するスペシャライズド・セクションにて公表される。

2.4.2 アチーブメント・バッジ (記章)

アチーブメント・バッジ (記章) は、段階的な難易度の提供することを目的とした達成基準であり、パイロットのスキルの向上を測り、奨励するためのものである。

バッジは全ての FAI 種目でも交付することが出来、取得の必要条件は、ASC のスポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定める。

第3章 FAI スポーティングライセンス

3.1 権利

FAI スポーティング・ライセンスと FAI 参加許可証は FAI の権利であり、それらに付随する権利は FAI によって定義される。スポーツ規程のジェネラル・セクション（総則編）において「スポーティング・ライセンス」という用語は、FAI スポーティング・ライセンスのみを指す。

FAI のスポーツ権限を持つ FAI 会員は、FAI に代わってスポーティング・ライセンスの交付資格を有する、全ての個人会員へ交付並びに一時停止または取消の責任と責務を有する。

FAI 理事会または関係する ASC から権限を与えられた FAI 事務総長は、FAI に代わって、すべての資格のある個人に対してスポーツライセンスを交付し、または交付したスポーツライセンスを一時停止または取り消す責任を負う。

スポーティング・ライセンスを交付する、あるいは発行されたものを停止または取り消すための事務手続き（費用と期間を含む）は、NAC または FAI 規則に記載されている。有効なスポーティング・ライセンスおよび FAI 参加許可証の所持者のみが、FAI のスポーツ・イベントや記録挑戦に参加することができる。

FAI 参加許可証は、FAI のカテゴリー2 大会にのみ有効である。

会費未納の NAC については、規約 7.4.2 項を参照のこととする。

FAI 参加許可証は、競技者が所属する NAC がまだその活動をサポートしていない場合、あるいは NAC の無い国の競技者である場合に、競技者が新たに開発された FAI のスポーツ活動に参加することを許可するために設けられたものである。このような現在の活動は以下のものがあるが、これらに限定されるものではない。

- ・ドローンスポーツ
- ・ジェットパック
- ・e-エアスポーツ

3.2 スポーティング・ライセンス所持者の義務

スポーティング・ライセンスもしくは FAI 参加許可証の所持者は FAI スポーツ規程、ルールと規則を認識し、理解していることを認め、それらを遵守することを約束する。

3.3 交付

スポーティング・ライセンスは、1 種目または複数種目について、最低 12 ヶ月間、または暦年の終わりまでに発行される。こうした情報、およびいつスポーティング・ライセンスが交付されたかは、スポーティング・ライセンス・データベースに記載されている。

FAI 参加許可証については、その発行に関係する ASC は、制度の導入について FAI 執行役員会に対して書面での承認を得る必要がある。

その要請にあたっては、スポーティング・ライセンスを交付できない理由、および NAC が除外しうる必要条件を含めたすべての詳細が含まれていなければならない。

一度、FAI 執行委員会において評価、承認されると、FAI 参加許可証は期間限定で交付される。

尚、新たな活動を支援できる NAC については、当該種目のスポーティング・ライセンスを交付することができるため、この制度から除外されることになる。

3.3.1 NAC 交付のスポーティング・ライセンス

各 NAC はその加盟国の国民または居住者である個人会員に対し、身分証明としてスポーティング・ライセンスを交付する。各 NAC は、FAI スポーティングライセンスを取得するための追加条件を規則で定めることができる市民権の定義については 3.4.1 項を参照のこと、居住者の定義については 3.4.2 項を参照のこととする。

3.3.2 FAI 交付のスポーティング・ライセンス

事務総長は、次の 3.5.1 項の規定に基づき、スポーティング・ライセンスを取得することができない場合、個人の要請に応じて、その個人にスポーティング・ライセンスを交付するものとする。ただし、NAC が有効もしくは活動停止になっている国の国民または居住者である個人については、この権利は行使出来ない。

3.3.3 データベース

個々のスポーティング・ライセンスを発行している機関により、スポーティング・ライセンス保有者の必要情報、及び個々のライセンスの有効期限がスポーティング・ライセンス・データベースに登録されている場合に限り、FAI スポーティング・ライセンスは交付されているものとみなされる。

データベースの必須情報には、以下の事項が含まれなければならない。

- 発行機関の名称
- 所持者の氏名、生年月日、性別
- 所持者の E メールアドレス
- NAC、FAI または ASC から付与された番号
- 有効期限
- 専門分野

データベースに含まれる専門分野は、CASI の同意により規定される。

3.3.3.1 スポーティング・ライセンスデータの他用途

NAC は会員証などの内部書類を作成する際、FAI スポーティング・ライセンス・データベースより引用した FAI ID 等の情報を使用することが出来る。

3.3.4 FAI 参加許可証

FAI 参加許可証は、個別の FAI 申請書を介して関係競技者に交付される。

競技者は、以下の項目を含む必須情報を入力することで、直接登録申請する。

- 所持者の氏名、生年月日、性別
- 所持者の国籍および居住国
- 保有者の E メールアドレス
- 有効期限
- 対象の専門分野

支払うべき手数料は、FAI 料金表に定める。

申請者が FAI 加盟国の市民または居住者であると認められた場合、当該 FAI 加盟国に通知される。FAI 加盟国は、15 日以内に FAI 事務局にその理由を提出することにより、当該、申請者への FAI 参加許可証の交付に異議を申し立てることができるものとする。この意義が申し立てられた場合は、FAI 事務総長が最終的に判断するものとする。

3.4 アイデンティフィケーション（身分証明）

3.4.1 シチズンシップ（市民権、日本の場合は国籍）

一個人のシチズンシップ（市民権、日本の場合は”国籍”）は当該国政府又はその関係機関が発行するシチズンシップを認める身分証明書類により証明される。

この書類は、英語がふさわしく、そうでなければ公式な英文訳を添付しなければならない。

3.4.2 レジデンシー（居住地）

一個人のレジデンシー（居住地）とは、普段その個人が暦年（1月1日～12月31日）の内、少なくとも 185 日以上居住している場所のことである。一個人の居住地は、当該国政府又はその政府に代わる関係機関が発行する居住地の記載された身分証明書類、により証明するものとする。この書類は、英語である必要があり、そうでなければ公式な英訳文書を添付しなければならない。

3.4.3 無国籍者

国籍のない一個人のアイデンティティ（身分）は居住国の政府又はその政府に代わる関係機関が発行するレジデンス・パーミット（居住許可）により証明される。

この書類は、英語である必要があり、そうでなければ公式な英訳文書を添付しなければならない。

3.4.4 NAC から NAC へ

一個人は 2 国以上の NAC が発行するスポーティング・ライセンスを同時に所持してはならない。

3.4.2 項に基づき、ある NAC より他の NAC に移行を希望する個人は、旧 NAC にその旨通知し、且つ旧 NAC が交付した有効なスポーティング・ライセンスを全て取消した後に新 NAC よりスポーティング・ライセンスの交付を受けることができる。

FAI は、両 NAC からの証拠書類を受領次第、スポーティング・ライセンスのデータベースを更新する。このことは FAI 参加許可証には適用されないものとする。

3.4.5 FAI から NAC へ

FAI からスポーティング・ライセンスを交付された個人は、その国が FAI 加盟国となった場合、その国の NAC からスポーティング・ライセンスを取得しなければならない。これは FAI 参加許可証には適用されないものとする。

3.4.6 権限の委任

NAC は、スポーティング・ライセンスの交付権限を、自国内の他の航空スポーツ統括団体に委任することができる。

3.5 代表権

3.5.1 NAC 競技者

NAC から FAI スポーティング・ライセンスを交付された国の市民または居住者は、その NAC を代表して FAI の競技会および記録への挑戦に参加するものとする。

3.5.2 FAI 競技者

FAI から FAI のスポーティング・ライセンスの交付を受けた人は、NAC を代表して FAI の競技会および記録への挑戦に参加するものとする。

3.5.3 多重国籍

多重国籍者は FAI スポーティング・ライセンスを申し込むためには、国籍のある国々の 1 つの NAC を自由に選んでよい。

もし後で国籍のある別の国に変更したければ、代表国の変更に関する 3.4.4 項に基づき、居住地に関係なく変更してよい。

3.5.4 代表国の変更

ある国を代表してカテゴリー 1 大会に参加した競技者は、その大会に参加した翌月から 24 ヶ月以内または、特定の ASG により 24 ヶ月よりも長く規定された期間、において他の国を代表してカテゴリー 1 大会に参加してはならない。

上記は、FAI を代表する競技者および 18 歳未満の競技者には適用されない。

一個人の選択ではなく、地政学的な変更により、他国の居住者になって、もはや以前の国でのスポーティング・ライセンス所持の資格がないという例外的な環境下では、関連する NAC が書面による承認を与え、CASI によって審理・承認されれば当該期間は短縮され得る。

3.6 有効性

FAI スポーティング・ライセンスの所持者は身分を証明するものとして、写真及び署名入りの公式書類の提出を求められることがある。

3.7 取消し

NAC が一時的または恒久的に FAI スポーティング・ライセンスを取消す場合、FAI に通知し、スポーティング・ライセンス・データベースを速やかに更新しなければならない。

事務総長が交付した FAI スポーティング・ライセンスを FAI が一時的または恒久的に取消しをした場合、事務局がスポーティング・ライセンス・データベースを速やかに更新するものとする。

ある種目に交付されたスポーティング・ライセンスを取消す場合、他の種目で交付された可能性のある他の FAI スポーティング・ライセンスも取消しとなる。

スポーティング・ライセンスの取消期間中は、記録挑戦やアチーブメント・バッジ・フライト（記章取得の飛行）を含む FAI の競技活動に参加することは禁止される。

NAC が資格停止になった場合、事務局は該当するエア・スポーツ関係者のためにできるだけ早くスポーティング・ライセンス・データベースを速やかに更新するものとする。

第4章 スポーツ競技会

4.1 分類

スポーツ競技会とは NAC 又は FAI 或いはその代理者がオーガナイズ（組織運営）するエア・スポーツ競技会をいう。

競技会については 4.1.1~4.1.5 項の通り分類、定義する。

その他の定義、分類についてはスポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定める。

4.1.1 国内競技会 (NATIONAL SPORTING EVENT)

組織運営する NAC の競技者のみに公開されるスポーツ競技会をいう。

4.1.2 国際競技会 (INTERNATIONAL SPORTING EVENT)

NAC と FAI 競技者に公開されるスポーツ競技会をいう。

NAC または FAI によって組織運営、あるいは NAC または FAI の承認の下で開催される競技会は、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに別段の定めがない限り、カテゴリー2 競技会とみなすこととする。

4.1.2.1 NAC の存在する国

NAC が存在する国（NAC 加盟国）では、NAC は競技会を主催する権限を委譲されている。

NAC が存在する他国において、他の NAC が競技会を主催する場合、開催国（開催地の）NAC は、自国の領域内で競技会が開催されることを承諾しなければならない。

この承諾を証明する書面を大会開催申請書とともに関係委員会に提出しなければならない。このような承諾は、開催国（開催地の）NAC から主催 NAC への競技会開催権限の委任とみなすこととする。

4.1.2.2 NAC の存在しない国

NAC の非加盟国の場合

FAI は、競技会が FAI 執行役員会によって承認された場合、関係する ASC に主催する権限を委任することができる。競技会の権限は同意書に記載されている。

4.1.3 地域選手権 (REGIONAL CHAMPIONSHIP)

4.1.3.1 大陸選手権 (CONTINENTAL CHAMPIONSHIP) -

スポーツ規程（2.3 項参照）に定める特定の大陸地域内の NAC 競技者、および申込数に余裕がある場合、その他の非資格 NAC および FAI 競技者に公開する国際スポーツ競技会をいう。

大陸選手権は、ASC に承認され、FAI スポーツ・カレンダーの承認の一環として、FAI 執行役員会に承認されたカテゴリー1 スポーツ競技会をいう。

4.1.3.2 その他の地域グループの選手権

上記と同様であるが、2.3 項以外の地域国のグループで、CASI が特に地域選手権と認めたもので、大陸内又は大陸間のグループも含まれる。

4.1.4 世界選手権 (WORLD CHAMPIONSHIP)

NAC 競技者と FAI 競技者に公開される国際競技会をいう。

世界選手権は、ASC に承認され、FAI スポーツ・カレンダーの承認の一環として FAI 執行委員会に承認されたカテゴリー1 競技会をいう。

4.1.5 ワールド・エア・ゲームズ (WORLD AIR GAMES)

同時に複数の FAI エア・スポーツを絡ませた国際競技会を言い、NAC と FAI からの競技者に公開される。

総会で承認されたワールド・エア・ゲームスは、カテゴリー1 スポーツ競技会をいう。

WAG のルールは FAI より入手可能である。

CASI は WAG の一般ルールを承認する。

WAG では、これらの一般ルールがスポーツ規程と競合するない場合、一般ルールが適用となる。

4.1.6 マルチスポーツ競技会

1 種目または複数種目のエア・スポーツ及び、エア・スポーツ以外のスポーツが含まれる競技会をいう。当該競技会が FAI の管理下で行われる限り、FAI スポーツ規程及び、適切な範囲において可能な限りカテゴリ 1 競技会の競技会規則が適用される。この特別な競技会のコンセプトに応じて関係する ASC と FAI 執行役員会は特別な競技会規則の提案をすることが出来る。最終競技会規則は、ASC 及び FAI 執行役員会の双方により承認されなければならない。

4.2 参加者

4.2.1 コンペティター（競技者）

国際スポーツ競技会への参加や、記録に挑戦する個人をいう。そのような者は、

- ・ NAC 競技者であり、NAC および自身の国を代表する
- ・ FAI 競技者であり、FAI を代表する

競技者は有効なスポーティング・ライセンス、もしくは FAI 参加許可証を所持していなければならない。(3.1 項参照)

スポーツ規程のスペシャライズド・セクションで競技者か否かを定めることがある。

4.2.2 チーム

2 名又はそれ以上の競技者のグループで、チーム成績はそのチームの競技者全員の成績の合計とする。

カテゴリ 1 のチーム競技において、関係する ASC は FAI または国際チームの参加を制限することができる。カテゴリ 2 のチーム競技において、主催者である NAC は、FAI または国際チームの参加を制限することができる。

4.2.2.1 ナショナル・チーム (NATIONAL TEAM)

1 国の NAC を代表する 2 名又はそれ以上の競技者のグループ。

4.2.2.2 インターナショナル・チーム (INTERNATIONAL TEAM)

複数の NAC および/または FAI を集団で代表する、2 名又はそれ以上の競技者のグループ。

4.2.2.3 FAI チーム

FAI を代表する 2 名またはそれ以上の FAI 競技者のグループ。

4.2.3 チームリーダー（チームマネージャー）

チームを代表者する競技者であってもよい。カテゴリ 1 競技会では、チーム・リーダーは競技者とみなされ、スポーティング・ライセンスを所持していなければならない。

4.2.4 代表団

4.2.4.1 ナショナル代表団

国別の代表団には、NAC の競技者、チーム・リーダー、代表団の団長、その他 ASC がスポーツ規程のスペシャライズド・セクションで定めるアシスタントが含まれる。

4.2.4.2 国際代表団

国際代表団には、国際競技者、場合によっては FAI 競技者、チーム・リーダー、代表団の団長、その他 FAI 執行役員会または該当する ACS が定めるその他のアシスタントが含まれる。

4.2.4.3 FAI 代表団

FAI 代表団には、FAI 競技者、場合によってはチーム・リーダー、代表団の団長、および FAI 執行役員会または該当する ACS が定めるその他のアシスタントが含まれる。

4.2.5 オフィシャル（役員）

役員は FAI 役員または運営役員である。役員は特定の ASC の ID を求められることがある。

スポーツ規程のスペシャライズド・セクションでは、誰が運営役員または FAI 役員であるか否かを定義することができる。更なる追加の規程については第 5 章を参照のこととする。

4.2.6 アシスタント

代表団に所属するアシスタントの場合もあれば、主催者のために働くアシスタントの場合もある。それらのアシスタントはFAI 競技会に参加する者（医師、ヘルパー、安全要員、気象予報士、運転手など）であるが、競技者やオフィシャルはアシスタントとはみなされない。

4.3 選手権者 (CHAMPION)

世界、地域選手権の優勝者に与えられるタイトル。

ワールド・エア・ゲームの競技の優勝者はそれぞれのクラスのワールド・エア・ゲーム・チャンピオンのタイトルが与えられる。

4.4 参加者の責任

4.4.1 スポーツ規程と規則の受諾

競技者はスポーツ規程及び競技会ルールとFAI 倫理規程を理解の上、これらの規程を承諾し遵守しなければならない。

イベントへの参加申込みをしたことにより、それらを疑義なく承諾したものとみなされる。

競技者スポーツマンシップに則って行動し、その振る舞いは非難されるものであってはならない。カテゴリー1 競技会において、競技者は所属するNACのナショナル・チーム、あるいはFAI 競技者の場合はFAI を代表していることを認識すべきである。

カテゴリー2 競技会では、競技者は自国の大使であり、FAI 競技者にとっては、FAI の大使であることを認識すべきである。

4.4.2 ドーピング、アルコール、病気、負傷

以下は、エア・スポーツ用として世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が合意し、FAI が発行した“FAI アンチ・ドーピング規則と手順”の概要をまとめたものである。

4.4.2.1 定義

次のことは、アンチ・ドーピング規則違反に該当する：アスリートのサンプルに禁止された物質またはその代謝物やマーカーが存在すること；アスリートによる禁止された物質または禁止された方法の使用または使用を試みること；アスリートによるサンプル採取の回避、拒否または失敗；アスリートによる所在通知義務違反；アスリートまたは他の者によるドーピング検査のいずれかの部分の改ざんまたは改ざんを試みること；アスリートまたはアスリートサポートパーソンによる禁止された物質または禁止された方法の所持；アスリートまたは他の者による禁止された物質または禁止された方法の取引または取引を試みること；アスリートまたは他の者による競技中のアスリートへの禁止された物質または禁止された方法の投与または投与を試みること、または競技外で禁止されている物質または禁止された方法のアスリートへの投与または投与を試みること；アスリートまたは他の者による共謀または共謀を試みること；アスリートまたは他の者による禁止された関係の形成；アスリートまたは他の者による当局への報告を抑制または報復する行為。

4.4.2.2 方針

FAI の方針はドーピングに関係するこうした誤使用、医療過誤、不正行為を防止することである。ドーピングはFAI の公平・公正なプレーという原理原則に反するものであり、かつエア・スポーツ競技者の健康と安全を阻害する可能性を有する。

4.4.2.3 禁止薬物

ドーピングチェック時に現在有効なWADA リストに含まれる薬物（掲載www.wada-ama.org）。これに加えて、FAI では飛行の安全性という理由から、規定レベル以上のアルコールも含む。

4.4.2.4 競技者の責任

FAI 規則で実施されるスポーツ競技会に出場する全ての競技者はドーピングコントロール施策に従い、またその協力が求められるということを受け入れる。

禁止薬物の使用或いは処方が必要とする診断書を所持する競技者は、関係する競技会前に、FAI アンチ・ドーピング規則に従い、治療使用のための免除扱い（TUE）の適用を受けておかななければならない。

更に大会もしくは大会直前に生じた理由により安全を阻害する、もしくはライセンスを無効にしうる薬物や医薬品を服用している、または、そのような健康状態、病気や負傷を患っている競技者は、競技前に書面で実行委員長に知らせねばならない。

4.5 一般規則

4.5.1 FAI の権限

FAI 総会で別段の決定がなされない限り、FAI スポーツ・カレンダーに登録されたスポーツ競技会は、FAI 規則に従い、開催されなければならない。
競技規則、プログラム、その他すべての公式文書には、FAI の権限を示す声明と FAI のロゴを表示しなければならない。

4.5.2 カテゴリー1 競技会

カテゴリー1 競技会の規則はスポーツ規程の総則編とスペシャライズド・セクションにおいて規定されるものとする。

個々の競技会の競技規則はスポーツ規程の規則に抵触してはならない。

競技規則は事前に関係する ASC の承認を受ける必要があり、スペシャライズド・セクションにある規則については ASC によって定義された規定に従っている場合を除き、その後変更してはならない。

4.5.2.1 頻度

各エア・スポーツ委員会は以下の原則に従い競技会の開催頻度と開催場所を決定する。

世界選手権及び大陸選手権は、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションの規程に準拠し、種目又はクラス別に主としておおよそ2年おきに開催する。可能な限り世界選手権及び大陸選手権は同一暦年には開催しない。

4.5.2.2 申込み

NAC あるいは NAC の代理組織がカテゴリー1 競技会主催の立候補を行う場合、FAI 定款、付則、スポーツ規程総則編およびスペシャライズド・セクションに定められた規則に従うこととする。

4.5.2.3 FAI 参加許可

国際スポーツ競技会を組織運営する各 NAC は、大会参加者の自国への入国許可を確保するためにあらゆる合理的な努力を払わなければならない。

開催国 NAC は他国の参加者が何等かの理由で入国を拒否される可能性が認められた場合、FAI 事務総長、担当 ASC 会長およびその参加者の NAC に速やかに通告しなければならない。

カテゴリー1 チーム競技において、関係する ASC は国際および FAI チームの参加を規制することができる。

4.5.2.4 競技期間

競技会は開会式で開幕し、閉会式で閉幕する。ASC はスポーツ規程のスペシャライズド・セクションにおいて、独自の定義とタイムラインを導入することができる。

4.5.3 カテゴリー2 競技会

カテゴリー2 競技会の一般規則は適切な限りにおいて、カテゴリー1 競技会の規則に準ずるものとし、原則としてそれらの規則に抵触してはならない。ただし、ASC スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定めた規則はその限りではない。

4.5.3.1 申請

NAC あるいは NAC の代理組織がカテゴリー2 競技会の開催申請において、担当 ASC が発行する詳細な規則を遵守しなければならない。

4.5.4 言語

各国 NAC 及び競技者に配布又は競技会中に発行する規則規約及び情報は英語を使用するが、オーガナイザーの裁量により開催国の言語も使用可能とする。

すべての翻訳版においては、英語版がもっとも優先する。

4.5.5 保険

競技会オーガナイザーは、万一の場合、参加者を保護するために主催者賠償責任保険の加入を考慮しなければならない。オーガナイザーは参加国 NAC ならびに競技者に対し、自己の賠償・傷害保険へ加入するよう要請しなければならない。FAI 競技会オーガナイザーが当該競技会のために保険を提供しあるいは保険加入を促す場合、その保険は当該競技会の規則で定められた各最低補償条件を満たすものでなければならない。

カテゴリー1 競技会では、主催者賠償責任保険への加入が義務付けられている。

4.5.6 **装置/機器**

ASC は、使用されるあらゆる装置、電子機器もしくは機械的装置及び採点システムのテクニカル・スタンダード（技術的規格）及び基準を、各スペシャライズド・セクションに明記することが可能である

4.6 **スポーツ・カレンダー**

FAI は、スポーツ・カレンダーを管理し、公表している。国際競技会、地域および世界選手権、ワールド・エア・ゲーム、そして第4章に記載されているマルチスポーツ競技会は、スポーツ・カレンダーに掲載される。

国際競技会が承認されるためには、開催する NAC もしくは FAI 事務総長が当該国際スポーツ大会を FAI スポーツ・カレンダーに登録しなければならない。

会費未納の NAC については、定款 7.4.2 を参照のこととする。

登録は、FAI に承認されたどのような形式で提出しても良い。

カレンダーへの登録は競技会開始日の最低 30 日前まで、または ASC がスペシャライズド・セクションで規定している場合は、それ以前に FAI 事務局が受理しなければならない。

なお、例外的な状況においては ASC の決定により、上記の期限以降でも受理することは可能である。

4.7 **参加資格**

競技者、およびカテゴリー1 競技会におけるチーム・リーダーは、競技期間中有効なスポーティング・ライセンスを所持していなければならない。

また、NAC または FAI を代表する代表団が参加することができる。

4.7.1 **カテゴリー1 競技会**

関係する ASC が定める公式登録期間終了までに、最低 4 つの NAC、またはそれ以上の数の NAC が参加費を支払いエントリーしていなければならない。

申込みが上記の最少 NAC 数に満たない場合、競技会の開催及び選手権者のタイトル授与の可否は担当 ASC が決定する。

4.7.2 **カテゴリー2 競技会**

主催者の裁量により参加者の受け入れを決定できる。ASC は、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションにおいて、詳細な基準を規定できる。

4.7.3 **マルチスポーツ競技会**

主催者の裁量により参加者の受け入れを決定できる。競技者は以下の原則に従って選考される。

該当する ASC は、参加に必要な（最低）成績基準と参加者数を設定する。

NAC の競技者は NAC と ASC の合意のもとに選出され、FAI の競技者は ASC によって選出される。

4.8 **エントリー**

4.8.1 **申請**

カテゴリー1 競技会の参加申請は、申請者が保有するスポーティング・ライセンスの NAC を通じてのみ、または FAI 申請者の場合は FAI を通じてのみ行うものとする。

カテゴリー2 競技会についての参加申請手順は ASC のスペシャライズド・セクションに定める。

競技会的主催者は、誠実かつ参加条件に従って行われた競技会への参加を拒否することはできない。

4.8 **受諾**

4.8.2.1 **書式および料金**

参加申込は公式の参加申請書に参加費全額を添え、かつ申請締切日までに行った場合に限り受理される。

参加申請書の詳細及び手続き方法は、ASC、CASI、主催者間で決定され、主催者はそれを当該競技会のインターネット上のウェブサイトに掲載しなければならない。

参加申請書への記入が不完全であったり、又は不正確であった場合、参加申込みは受理されないことがある。

4.8.2.2 締切後の参加申請の受理

締切後の申請は、遅延について正当の理由があり、参加枠に十分な空きがある場合に限り、オーガナイザーの裁量により受理される。
特定な条件については、ASCにより、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定義されることがある。

4.8.3 変更

申込内容の変更は、競技規則に定める期日まで可能とするが、最初の競技飛行の前とする。
競技者、機材又はクラスの変更は、当該競技会の競技規則に定めがある場合にのみ行うことが出来る。

4.8.4 参加辞退

参加申請が受理された後に、競技者又はチームが競技会への参加を取りやめる場合、関係するASCにより制定された基準または当該競技会での規則に基づき、支払った参加費の全額あるいは一部の払い戻しを受ける権利がある。
その基準は、当該ASCにより発行されたカテゴリ-1 競技会の主催申請規則に明確に記されなければならない。

4.8.5 年齢別カテゴリー

各ASCは、カテゴリ-1 またはカテゴリ-2 競技会ごとに年齢別グループを定義することが出来る。(シニア、ジュニア、18歳以下、20歳以下など)
関連する年齢別グループで指定されている年齢に該当する場合、競技者はFAI規程の下、当該年齢別グループの競技会に参加する資格を有するものとする。競技者は有効なパスポートあるいは所轄官庁にて発行されたその他書式の証拠書類の提示を以って、年齢を証明出来なくてはならない。上記の証拠書類の提示を怠るあるいは拒否する競技者は、当該グループで参加する資格が無いものとする。
スポーツ規程のスペシャライズド・セクションにおいて、ASCは、競技者がより高齢グループのカテゴリ-1に参加すること、または年齢グループと総合カテゴリーの両方に参加することを認めることができる。

4.9 競技会の中断・中止

4.9.1 不可抗力

いつでも、不可抗力が理由で大会が中断または取り止めになる可能性がある。
不可抗力とは、予期できないFAI 競技大会の主催者および該当するNACまたはFAIの合理的な采配および責任の範囲を超える事態をいう。
このような事態には、異常気象、洪水、落雷、暴風雨、火災、爆発、地震、地盤沈下、伝染病やパンデミック、またはその他の自然災害、戦争、軍事活動、暴動、ストライキ、テロ行為、内乱、および関連する政府、裁判所、管轄当局による規制や裁定が含まれるが、これらに限定されるものではなく、同様の性質および影響を与えるその他の事象または発生であって、客観的に本大会の開催または当事者の義務の履行を客観的に妨げるものをいう。

4.9.2 カテゴリ-1 競技会

4.9.2.1 競技会前

本競技会は、開催日前であっても、以下の理由により、FAIにより中止される場合がある：

- ・ 主催者が、競技会の準備において、FAIより提示された条件や妥当な指示・命令、FAI規則への違反状態を継続し、遵守しない場合。
 - イベントの準備において、主催者による入札時の約束事項の継続的な違反および/またはFAI規則や合理的な指示・指令に従わないこと。
- 参加者の安全に対する重大なリスクがある場合。
- 主催者が財政的に大会運営を行う能力を確立・持続できない場合
- その他、不可抗力などにより安全かつ適切な大会運営が客観的に保証されなくなった場合。
- 可能な場合、主催者は退会が取りやめになる前に状況を改善するための合理的な猶予期間を与えられるものとする。
- 不可抗力の場合を除き、ASCの提案により取りやめが検討される場合、ASC会長は、FAI事務総長に報告するものとする。
- 取りやめる決定は、FAI事務総長と協議の上、ASC会長が行う。
大会の中止が決定された場合、FAIスポーツ規程 総則編の4.9.4項に従い、参加料は返金される。

- 大会の取り止めは、FAI による主催者契約の取り止めとみなされる。

4.9.2.2 **競技会中**

陪審員長は、陪審員会議の議長を務めることに加え、主催者に対し FAI スポーツ規程、および公表されている競技規則・規程を遵守するよう求める権利がある。

もし主催者がこれを怠った場合、陪審員長は、陪審員によってその状況が検討されるまで、競技会を中断する権限がある。

それでも状況が改善されない場合、陪審員長は以下のこと要求出来る権利を有する。

大会の中止を要請し、参加費の返金について助言する。

大会の中止および参加料の返還の可否は、FAI 事務総長と協議の上、ASC 会長が定めることとする。

4.9.3 **カテゴリー2 競技会**

競技会の中断、延期、中止の決定、および参加費の返還、不返還の決定は、ASC によるスポーツ規則のスペシャライズド・セクションに特段の定めがない限りにおいては、当該 NAC の合意の上、主催者が行う。

4.9.4 **参加費の返還**

(1)大会が開催されない場合、(2)に該当しない限り、全て参加費は全額返金される。

(2)ASC 事務局および主催者が判断した特別な事情（不可抗力を含む）により大会が開催されないと判断した場合、参加費とともに徴収された制裁金の全額または一部を含め、参加料の全額または一部を返還可能である。返還される金額は、当該 ASC 会長が主催者および FAI 事務総長と協議の上、決定する。

(3) 競技会が開催されたにもかかわらず、陪審員会議の決定または陪審員会議が合意した不可抗力により中止された場合、参加費で充当される返還できない申請料を除いて、未使用の参加費は、主催者および、当該 ASC 会長および FAI 事務局長はと協議の上、当該 ASC により決定された額を返還する。

4.10 **結果と表彰式**

4.10.1 **陪審員承認**

国際競技会の結果は、陪審員が発生したプロテスト(抗議)を全て処理し、且つその役目を終了して始めて最終とする。

最終結果は表彰授与が行われる前に公表されなければならない。

4.10.2 **結果通知**

4.10.2.1 カテゴリー1 競技会の結果は可能な限り表彰式以前に、いかなる場合でも競技会終了後 24 時間以内に FAI 事務局宛に電子的に送付されなければならない。

4.10.2.2 いかなる FAI スポーツ競技会もその結果は適切な形式で開催国 NAC、すべての競技者及びそれらの NAC に提供され、そしてカテゴリー1 競技では FAI 事務局ならびに ASC 代表に対し遅滞なく通知されなければならない。

4.10.2.3 カテゴリー1 競技会においては、陪審員長は FAI 事務局と ASC 会長に対し抗議件数の他、取り下げられた抗議の数、指示された、あるいは却下された数、及びそれらに対する陪審による決定内容を、競技会終了後 8 日以内に通知しなければならない。

4.10.3 **表彰式**

4.10.3.1 **国旗と国歌**

カテゴリー1 競技会では、FAI 旗を掲揚し FAI 賛歌を演奏しなければならない。

表彰はクラス毎に行い、1 位、2 位及び 3 位の入賞者の国旗を掲揚し、選手権者の国の国歌を演奏しなければならない。

4.10.3.2 **メダルおよび賞状**

FAI は各世界選手権、大陸地域選手権及びワールド・エア・ゲームズにおいて、金メダル、銀メダル及び銅メダルを授与する。

これらのメダルは FAI 事務局から提供されるが、仮に提供を受けられない場合は FAI のメダル仕様に準拠したものとす。これらのメダルは、男女別や年齢に関わるカテゴリーなどがある場合は、それらを含めて、選手権大会総合の 1 位、2 位及び 3 位の競技者個人に対して授与される。

全てのメダルは、関係する ASC で負担する。当該 ASC の決定により、費用を主催者に肩代わりさせてもよい。

ASC が要請した場合、同じ競技を争うチーム（例えば、フォーメーション・スカイダイビングや模型のチーム・レース等）のチーム員全員に、金、銀及び銅メダルを授与することが可能である。選手権大会での個人の成績に基づきチーム順位が決まる場合は、1 位、2 位及び 3 位になったチームの代表に金、銀及び銅メダルを授与することが可能である。

ASC が決定すれば、小型の FAI チームメダルを全員に授与してもよい。勝利チームに授与される大型の FAI メダルは、チーム代表より、チームの所属する NAC もしくは組織に送付する。

FAI 賞状は、ASC が決定すれば、これ以外の競技者に対し授与することができる。更に、主催者から独自の賞を授与することも可能である他、男女別の成績に基づいて賞状を授与することも可能である。

スポーツ規程又は競技規則に定める全てのメダル、賞状及びその他トロフィー又は賞金などの賞は、公式表彰式の時に遅滞なく授与されるものである。この規程に対するあらゆる例外は、各 ASC により認めることができる。

4.11 ランキング

各 ASC は、FAI スポーティング・カレンダーに記載されている競技会の結果に基づき、その種目について、スポーツ規程のスペシャライズドセクションに種目別のランキング方式を導入・規定することができる。

第 5 章 スポーツ競技会の管理

5.1 NAC の責任

5.1.1 管理と証明

各 NAC はその管理の下で行われる FAI 競技会、記録挑戦及びアチーブメント・バッジ・フライト（記章取得の飛行）の全ての管理及び証明に責任を負う。

5.1.2 確認

FAI 事務局と関係する ASC は、何時でも成績、記録又は競技会が FAI スポーツ規程の規則に基づいて管理されていたことの証拠を求めることが出来る。

その証拠が不十分と認められた場合、FAI は承認を拒否することがある。

5.2 カテゴリー1 競技会中の役員

5.2.1 FAI 役員

FAI 役員は関係する ASC によって任命され、FAI を代表して行動する。

FAI 役員はスポーツ規定を熟知し、理解し、受諾し、遵守することが求められる。

スポーツ規程のスペシャライズド・セクションで要求されている場合、FAI 役員は、競技会で職務を行う前に、専用の FAI データベースに登録しなければならない。

各 ASC は、その FAI 役員のデータベースへの登録が有効か無効を確認する責任がある。

スポーツ規程の ASC スペシャライズド・セクションに別段の定めがない限り：

- 仲裁または規則の解釈に関する事項は、FAI 陪審員が責任を負うものとする。
- 成績評価に関する事項は、FAI 審判員の責任とする。
- 助言に関する事項は、FAI スチュワードまたはコントローラーの責任とする。

FAI 役員は、1 つの競技会において、上記のいずれかの役職一つにのみ就くものとし、

その際、競技者であってはならず、組織の競技運営側の役職にあってはならない。

1つのグループまたは役職付きのFAI役員は、関係するASCの承認がある場合を除いて、異なる有効なNACに所属している者でなければならない。

5.2.2 FAI スチュワードおよびコントローラー

スチュワードおよびコントローラーはASCが任命する。ASCによっては、スチュワードおよびコントローラーに相当する者を、異なる名称をつけている場合がある。

スチュワードの指名及び任務に関する規則はASCがスポーツ規程のスペシャライズド・セクションに規定する。スチュワードおよびコントローラーは組織委員会の委員であってはならない。

また、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定める執行権限を持つことが可能である。スチュワードおよびコントローラーは競技委員長のアドバイザーである。

スチュワードおよびコントローラーは競技会の状況を常に監視し、不正行為、規則違反、もしくは他の競技者又は公共の安全を阻害する行為、或いは、そのスポーツに対し何らかの害を及ぼす行為があった場合、これを報告する。

スチュワードおよびコントローラーはジュリーが検討すべき事項に関する情報及び事実を収集する。

スチュワードおよびコントローラーは国際陪審会議にオブザーバー又は証人として出席することができる。

5.2.3 FAI 審判員（ジャッジ）

ASCは、成績の一部または全部を評価する必要がある競技会、或いはFAIスポーツ規程のスペシャライズドセクションに規定されている競技会に必要な任務のために、ジャッジを指名する。

該当ASCは、

- ・ 審判員に必要な資格、経験及び競技規則に対する知識
- ・ NACから提出された候補者をジャッジとして認定するためのプロセス
- ・ 審判員リストの公表方法

審判員長はFAI審判員が行うべき役割を定め、結果を競技委員長に報告する義務をする。

5.2.4 FAI 陪審（ジュリー）

カテゴリ1競技会には、抗議に対処し、競技会の実施を監視し、競技結果をFAIおよび関係するASCに確実に送付するために、国際審査員を置く。

陪審員のガイドラインはFAIのWebサイトで入手できる。

5.2.4.1 構成

FAI陪審の構成は、リプレゼンタティブ（代表）及びノミネイティッド（指名）の2通りがある。FAIスポーツ規程のスペシャライズドセクションは、どちらの審査員制度を採用するかを明記し、審査員資格のさらなる基準を記載することができる。

5.2.4.2 指名陪審

指名審査員とは、関連するスポーツ規程のスペシャライズドセクションに従って、会長とその2名のメンバーが関係するASCによって任命される審査員を指す。

5.2.4.3 陪審員

陪審員はFAIスポーツ規程及び競技規則に精通していなければならない。競技中、陪審員は少なくとも1名が競技現場に居合わせていなければならない。

5.2.4.4 陪審員長

陪審員長は、陪審員会議において議長を務める。

主催者に対しFAIスポーツ規程及び競技規則の遵守を要求する権利を有する。主催者が遵守を怠った場合、陪審員長は競技会を一時中断することが出来る。主催者がそれでも遵守しない場合、陪審員長は陪審員の承認の上、競技会の中止を求めることができる。4.9.2.2項参照。

5.2.4.5 陪審員会議

5.2.4.5.1 出席

陪審員は病気又は緊急事態等特別の理由を除き、対面、リモートまたはスポーツ規程のスペシャライズド・セクションに明記されている方法のいずれかで陪審員会議に必ず出席しなければならない。陪審員に上記の事態が生じた場合、当該陪審員若しくは当該ASC会長又はその代理人が資

格を有する別の者を代替要員として指名し、陪審員長がそれを承認することができる。

5.2.4.5.2 抗議への対応

第6章参照。

5.2.4.5.3 陪審記録

陪審行為の記録、決定とその理由及び証拠書類の写しは、事後FAIにアピールがあった場合に備えて、陪審員長よりFAI事務局と当該ASC会長に送付されるものとする。

5.2.4.5.4 定足数

指名陪審の定足数は、陪審員長を含めて2名とする。

5.2.4.5.5 投票

単純過半数により決定する。

陪審員から要求があった場合は、無記名投票を行うものとする。

5.2.4.6 陪審の解散

陪審は、全ての抗議について判断を下した後に、その職務を終了する。

たとえ処理すべき抗議がなくとも陪審は、最終競技後に設定されている抗議を受け付けるために設定された期限までは、その職務を有する。

陪審の最終職務は、競技会の競技結果を確認に承認することであり、競技会が競技規則及び陪審の決定に従って行われたことを条件に、競技会の有効性を宣言することである。

5.2.5 運営役員

運営役員は主催するNACによって任命される。ASCはそのような任命の承認を求めることがある。運営役員は競技委員長（または大会委員長）、スコアラー（採点者）、およびその他、該当ASCが要求する役員が含まれる。

5.2.5.1 競技委員長（または大会委員長）

競技委員長は、競技会の運営全般を統括し、競技会の適正な運営と円滑かつ安全な運営に責任を負う。

競技委員長は、関係するASCにより定められる委員長を補佐する副委員長および技術役員を置くことができる。

競技委員長及び委員長を補佐する役員は、関係するASCが承認する。

スポーツ規程の各スペシャルライズド・セクションにおいて、ASCによる別段の定めがない限り、競技委員長は、次のことを行う。

- スポーツ規程および競技会規則に従って、運営上の決断を行う。
- 不正行為や規則違反のあった競技者にペナルティーを科し、もしくは失格させることができる。
- FAI陪審員会議に出席し、必要に応じて証拠を提出する。
- 競技会開始前に正式に受理したエントリー・リスト（参加者リスト）を公表する。
- 日々の競技結果を公表する。
- 最終エントリー・リスト（参加者リスト）、全競技結果および抗議の詳細を、定められた日時までに主催国NAC、担当ASC並びにFAI事務局に送付する。

5.2.5.2 スコアラー（採点者）

関連種目の競技会規則に則り採点する責務を負う当該人は、陪審員が項目5.2.4.7に記載されている職務を果たせるよう、署名の入った最終結果の写しを当該陪審員に提供する責任がある。

5.3 カテゴリー2 競技会中の役員

カテゴリー2 競技会の運営組織は適切な限りにおいて、カテゴリー1 競技会のそれに準ずるが、簡略化することができる。特定要項の詳細については、スポーツ規程のスペシャルライズド・セクションに規定されることがある。

5.3.1 スチュワードとコントローラー

スチュワードとコントローラーは、スポーツ規程のスペシャルライズド・セクションに定められていない限り、義務付けられていない。

5.3.2 審判員（ジャッジ）

審判員は、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定められていない限り、国際的構成である必要はない。

5.3.3 運営役員

ASC がスポーツ規程のスペシャライズド・セクションにおいて定める。

5.3.4. 陪審員（ジュリー）

陪審員は、必要に応じて、または最初のタスクの開始前に、抗議に対して判断を下すために設置するものとする。ASC は、独自の追加規則や陪審員のタスクを、スペシャライズド・セクションに規定することができる。

5.3.4.1 構成および決定プロセス

陪審員は、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定められていない限り、国際的構成である必要はない。各 ASC は、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションにおいて、陪審員の構成および決定プロセスに関する規則を定めるものとする。

5.4 バッジ役員

役員は、ASC がそのスポーツ規程のスペシャライズド・セクションでの定めに基づいて、アチーブメントバッジ・フライト（記章取得の飛行）を管理することができる。

5.5 記録役員

5.5.1 オフィシャル・オブザーバー（公式立会人）

飛行記録を管理するオフィシャルは公式立会人として NAC に登録しなければならない。

公式立会人は FAI 記録のための飛行イベントを管理及び証明する権限を有する。公式立会人は FAI スポーツ規程、データ収集の必須条件及び証明を行う飛行イベントの規程を熟知し理解していなければならない。

ASC は公式立会人の資格基準を、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定める。

この資格は、公式立会人の NAC が認定し、大会中に設定された記録については、基準が異なる場合がある。

5.5.1.1 適格性

記録又は挑戦の際の公式立会人はあくまでも中立な立場にあって利害関係が認められてはならない。

5.5.1.2 立会い

スポーツ規程のスペシャライズド・セクションには、記録挑戦を認定するために立会いされなければならない必要なデータが定められている。立会いは、直接、もしくは遠隔で、ライブ映像や録画映像、その他の関連データの分析によっても行うことができる。また、ASC は 公式立会人が直接または遠隔で立会いを行うことができる条件を、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションにおいて定めることができる。

5.5.1.2.1 直接立会い

直接立会いを行う公式立会人は、認証が必要とされるイベントに出席し、求められるデータを直接目視で立会いができる位置にいなければならない。双眼鏡やその他の類似の器具を使用して、目視で立会いを強化することが可能である。

5.5.1.2.2 遠隔立会い

遠隔立会いを行う公式立会人は、イベントに物理的に出席する必要はない。

ただし、公式立会人は、立会いをするために使用されたライブまたは録画データの真実性と妥当性を証明できなければならない。

遠隔立会いされたデータには、ライブまたは記録されたビデオ、写真、GNSS 位置および時刻データ、その他のセンサー・データ（例：レーダー、ADS-B、気圧計）、これらの情報源の分析によって得られるデータなどが含まれるが、これらに限定されるものではない。

5.5.2 公式立会人の臨時資格

5.5.2.1 航空交通管制官およびカテゴリー1 競技役員

公務執行中の航空交通管制官に対し公式立会人の臨時資格を与え、テイクオフ、スタート・ライン及びフィニッシュ・ライン、ターン・ポイント又はコントロール・ポイント、ランディングにおけるオブザーブを依頼することができる。

世界選手権、大陸地区選手権又はその他スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定める競技において、競技委員長の下で活動している、公式に登録されたアシスタント及びオフィシャルも公式立会人として活動することができる。

5.5.2.2 利害関係のない証人

公式立会人の管轄範囲外で事象が発生した場合、当該事象は、適切なスキルを有する2名の利害関係のない証人によって証明されることがある。

証人は、住所及びスポーツ規程の関連条項に基づく必要な情報を文書に記述する。

公式立会人以外の証人が実証する場合、公式立会人がその内容を確認し、署名しなければならない。

5.5.3 公式立会人の取り消し

義務違反があった場合、公式立会人の任命は取り消される。過失による証明や故意の虚偽申告は、当該NACによる懲戒処分の対象となる。

5.5.4 競技会中の記録

記録が国際競技会の一環として達成された可能性がある場合、要請があればオーガナイザーは申請者に協力し情報を集め、提出し、その他必要な処置、例えば国際記録のために定められた期間（7.8項参照）内に関係するNACおよびFAIへ通知する等を行う必要がある。

しかし、申請者は全ての記録申請手続きが実施されたことを確認する責任がある。

第6章

罰則、不服申立て、抗議及び控訴

6.1 罰則

6.1.1 処罰

FAI 競技会の参加者は、FAI スポーツ規程および倫理規程に違反した場合、罰せられることがある。

スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに別段の定めがない限り、違反は故意または過失にかかわらず処罰の対象となる。

罰則は、現行のスポーツ規定の総則編および該当するスペシャライズド・セクションに定められた条項に従って適用されなければならない。

6.1.2 違反のカテゴリー

スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに別段の定めがない限り、違反は以下のように優先順位が付けられ分類される。

6.1.2.1 技術的違反

以下のような規則違反や要求事項の不履行があった場合。

- ミスや不注意によるもので、大きな利益を得られなかった場合。
- 故意によるもだが、利益を得ることができなかったと推定される場合。（

6.1.2.2 重大な違反

重大な違反とは以下のようなものである。

- 技術的違反とはみなされない規則違反や要求事項の不履行。
- ミスや不注意であっても、技術的違反を繰り返す行為。
- ミスによるものであっても、危険または有害な行動や行為。

6.1.2.3 不正行為

不正行為とは、他の競技者やチームよりも優位に立つために、意図的にルールを破ること、意図的なルール違反のことである。

6.1.2.4 スポーツ精神に反する行為

スポーツ精神に反する行為とは、一般的に受け入れられているスポーツ精神とフェアプレーのルールに違反する参加者の行為を指す。そのスポーツ精神およびフェアプレーの典型的な例は以下の通りである。

- 不正行為、重大な規則違反の繰り返し、書類の改ざん、禁止されている機材の使用、機材の不正操作、機材の報告や返却の義務の不履行など。
- 競争上の優位を得るための不公正な行為。
- 競争上の優位を得る目的で、他の参加者に影響を与えたり、脅迫したり、脅したりする意識的な圧力。それが競技会の直前、競技会中、または競技会の直後のいずれかであるかを問わないものとする。
- エアスペースへの侵入違反
- 故意に係員を欺き、誤解させようとする行為。
- 罵詈雑言、嘲笑、虚偽の告発。
- 攻撃的または暴力的な行為、身体的虐待、脅迫。
- 他の参加者への故意の干渉。
- 禁止されている物質や薬物の使用。
- ソーシャルメディア上での虐待行為。
- スポーツまたはFAIの評判を落とす行為。

6.1.3 罰則の種類

各ASCは、スポーツ規定のスペシャライズド・セクションにおいて、技術的または重大な反則とそれに伴う罰則を定めることができる。その目安として、以下のような罰則が考えうる。

- タスクやラウンドの結果を何%減点するか、あるいは得点に罰則を課すかなど、競技運営において不利益を与える。
- 警告。
- タスクまたはラウンドでの脱落や失格。
- 競技会での失格。

6.1.4 不正行為またはスポーツマンシップに反する行為

不正行為またはスポーツマンシップに反する行為は、当該参加者の競技会失格として罰せられる場合がある。

代表団のいずれかのメンバーによる不正行為またはスポーツマンシップに反する行為は、当該代表団の、そのメンバーだけではなく、その処分が適切とみなされる場合チーム全体の競技失格を含む罰則の対象となる。

6.1.5 競技会失格

競技会で失格となった参加者は、参加費の返還を請求する権利がなく、また、その競技会で授与された賞状やメダル、賞品を受け取る資格も持たない。

可能な限り速やかに、陪審員長または競技委員長は、該当するASC会長および当該NAC会長（もしくはFAI競技者の場合は、FAI事務総長へ）競技会失格を正当化する事実の要約を書面にて送付するものとする。

FAI競技大会での失格は、当該NACによる懲戒処分の理由となる場合がある。

そして、このような処分で、スポーティング・ライセンスの剥奪が妥当かどうかを検討されることがある。

6.1.6 競技中に課される罰則

罰則は、競技委員長によって課される。

罰則は、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定められている場合に、他の役員が罰則を課すこともある。また、競技会失格は、FAI陪審員と協議した後、競技委員長によってのみ課することができる。

6.1.7 ASC事務局の処置

陪審員長または関係する競技委員長がASC会長に重大な問題を報告された後、ASC事務局は、次の措置を取ることができる。

該当するスペシャライズド・セクションの規程に従い、追加的罰則を検討し、課したり、また、FAI執行役員会に対し、FAI懲戒規程に従った懲戒手続きを行うよう求めることができる。

このような事項には、暴力行為、アルコール乱用、不正行為、スポーツマンシップに反する行為、競技会失格、などが含まれるが、これらに限定されるものではない。これは、すべての参加者および主催者にも関して適用される。

6.2 不服申立て

不服申立てに関する以下の規定は、カテゴリ1 競技会に適用される。

また、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに別段の定めがない限り、すべてのカテゴリ2 競技会にも適用される。

不服申立ては正式の抗議を行う前に訂正してもらうことを目的に行う。

不服申立ては、1つの事項にのみ関係するものとする。異なる事項の場合は、個別に不服申立てをしなければならない。

異なる申立人が当該問題に関して同じ立場にある場合、共同して苦情を申し立てることができる。

6.2.1 競技会前の不服申立て

不服申立ては、主催者及び該当するASC 会長宛への写しとともに、主催 NAC に英文書面で提出しなければならない。共同にて不服申立てをする場合は、不服申立てをする全員が署名をしなければならない。

カテゴリ1 競技会の場合、NAC のみが不服申し立てを行うことが可能である。

ただし、主催者が参加規定を遵守していないこと、あるいは参加資格や参加拒否に関する不服申立てを除き、NAC はまず主催者に支援を求めなければならない。その結果に不服がある場合、NAC は主催 NAC に不服申立てをすることが可能である。

カテゴリ2 競技会の場合は、不服を申し立てることができる。いかなる問題に対しても、個人または NAC は、まず主催者に支援を求めなければならない。その結果に不服がある場合、個人または NAC は主催 NAC に不服申立てをすることが可能である。

不服申立ては可能な限り速やかに、遅くとも不服申立てを受理してから 15 日以内に、主催する NAC によって処理されなければならない。

競技会開始までに不服申立てが処理されなかった場合、不服申立て人は、6.2.2 項に従い、競技会場に到着した時点で、次の不服申立てをすることが可能である。

また、不服申立てに対する決定は、主催 NAC から不服申立ての人に送付され、その写しは、主催者及び関連するASC の会長への送付されるものとする。

6.2.2 競技会中の不服申立て

不服申立ては、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションにおいて別段の定めがある場合を除き、英語または競技会において認められた言語で、口頭または書面によって行うことができる。

口頭による共同不服申立ての場合、不服申立て人全員が同席しなければならない。

文書による共同不服申立ての場合、申立て人のリストと署名が不服申立て書面に記載されていなければならない。

競技会中いつでも、競技者、または国の代表チームが参加する競技会の場合、チーム・リーダーは、何らかの事柄に不満がある場合、まず主催者または適切な役員に支援を求めなければならない。それでもまだ不満が残る場合には、競技者、または国の代表チームが参加する競技会の場合、チーム・リーダーは、競技委員長あるいは該当する場合は直接関係する役員に不服申立てをすることができる。

不服申立ては、その原因となった事象が発生した後、可能な限り速やかに行われなければならない。また、迅速に処理されなければならない。

陪審員は、その後、抗議があった場合に、その独立性を保つために、不服申立てを扱わないように注意しなければならない。

ただし、不服申立てに関係する役員または競技委員長が陪審員と協議し、その後の抗議の際に、その役員が論ばくされるリスクを最小限にするための助言を得ることに問題は無い。

競技委員長は、不服申立てが処理された後、できるだけ早く申立者にその結果を通知する。有効と判断される場合、競技委員長は不服申立てとその裁定を公表することができる。不服申立ての裁定によって競技会の結果が影響を受ける可能性がある場合、不服申立てが裁定されるまでは競技結果は公式なものとはみなされない。

判定に不服がある場合、当該不服申立て人は、できるだけ早く競技委員長に抗議を提出する意向があることを通知を連絡しなければならない。

スポーツ規程のスペシャライズド・セクションは、抗議提出の期限を定めることができるものとする。必要であれば、競技委員長は、競技会のスケジュールを考慮した上で、抗議の提出期限を遅らせることを決定することができるものとする。

6.2.3 競技会後の不服申し立て

競技会終了後 15 日以内であれば、不服申し立てを行うことができる。不服申し立ては、英文書面で競技委員長に提出し、写しを関係する ASC の会長、および該当する場合は陪審員長にも提出しなければならない。

共同不服申し立ての場合は、不服申し立ての場合は、不服申し立て人のリストと署名が提訴書面に記載されていなければならない。

カテゴリ1 競技会については、NAC のみが不服申し立てをすることができる。

カテゴリ2 競技会については、競技者または NAC が不服申し立てをすることができる。

不服申し立ては、競技委員長によって、できるだけ早く、遅くとも不服申し立てを受理してから 15 日以内に処理されるものとする。

不服申し立てに関する決定は、競技委員長から不服申し立て人に送付され、その写しを関連する ASC の会長、および該当する場合は陪審員長にも送付するものとする。

6.2.4 記録挑戦に対する不服申し立て

不服申し立ては、FAI から NAC に申し立て拒否の説明文書が送付されてから 30 日以内に FAI 事務総長に英文書面で提出し、該当する ASC の会長宛に写しを送付しなければならない。共同不服申し立てには、不服申し立て人全員の署名が必要である。

NAC のみが不服申し立てをすることができる。

不服申し立ては、不服申し立てを受理した後、可能な限り速やかに、遅くとも 1 カ月以内に、FAI 事務局と協力して、関係する ASC 事務局によって処理されるものとする。

不服申し立てに関する決定は、当該 ASC の会長から不服申し立て人に送付され、写しが FAI 事務局へ送付されるものとする。

6.3 抗議

抗議に関する以下の規定は、カテゴリ1 競技に適用される。また、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに別段の定めがなければ、すべてのカテゴリ2 競技会にも適用される。

抗議は 1 つの事項にのみ関わるものとする。異なる事項がある場合は、別々に抗議しなければならない。ただし、異なる抗議者が、当該事項に関して同じ立場にある場合は、共同して抗議をすることが可能である。

抗議は英文書面にて行わなければならない。不服申し立ての決定に対して効力を持たない。抗議は、不服申し立てに対する裁定が下されてから 2 時間以内に、または ASC がスポーツ規程のスペシャライズド・セクションに定められている時間内に申し立てをしなければならない。

また、抗議には、抗議料の支払いが伴わなければならない。

その金額は、競技会に関する抗議については関係する ASC によって、また記録挑戦に関する抗議については CASI によって定められる。

共同して抗議をする場合は、すべての共同抗議人または NAC が抗議料を支払わなければならない。

抗議料は、手続きが開始される前に抗議が撤回された場合、または抗議が支持された場合に限り、返還されるものとする。

6.3.1 競技会前の抗議

6.2.1 項に記載されているように、競技会前の不服申し立てに対する抗議は、競技会開始前に行われなければならない。

抗議は、該当する ASC の会長に送られなければならない。

カテゴリ1 競技会の場合、抗議は NAC によってのみ行われる。

カテゴリ2 競技会の場合、抗議は個人または NAC が行うことができる。

抗議は、関連する ASC 事務局によって、可能な限り速やかに処理され、裁定される。

抗議が受理されてから 15 日以内に、可能な限り競技会開始前に処理されなければならない。

抗議が競技会開始前に処理されなかった場合、抗議人は次のことができる。

6.3.2 項に従い、競技会到着時に抗議することができる。

抗議に対する決定は、当該 ASC の会長から抗議人に送られるものとする。

6.3.2 競技会中の抗議

競技会中に行われた不服申し立ての処置に対して不満がある場合、競技者、または国の代表チームが参加する競技会の場合は、チーム・リーダーが、抗議をすることができる。

競技者にチーム・リーダーがいない場合は、競技者自らが独自で抗議を行うことができる。

各 ASC は、以下のような状況において、競技会中に抗議を行うのに適切と思われる期限を定めることができる。

以下のような状況において

- 参加の正当性、役員の資格、競技規則、フライト、競技エリアなど。
- 競技役員を巻き込んだ事件が発生した場合。
- タスク/ラウンド終了後。
- 表彰式前の最終結果発表後。

抗議は、抗議料を添えて競技委員長に提出しなければならない。

いかなる者（競技カテゴリーによっては競技者またはチーム・リーダー）も、同じ出来事について2回連続して抗議することはできない。

競技に関する抗議は、その競技に任命された陪審員によって処理される。

競技委員長はいかなる抗議も遅滞なく陪審員長に通知しなければならない。

陪審長は抗議受領後、出来るだけ速やかに、いかなる場合でも、24時間以内に陪審会議を招集する。ただし、これと異なる期間がスポーツ規程の関連するスペシャライズド・セクション、またはローカル規定に定められている場合を除く。

陪審はいかなる抗議についても、該当するFAI規則及び競技規則に基づいて、すべての関係者の意見を聴取する。

陪審員長は、スペシャライズド・セクション、または競技規則に定められた期間内に、結果および関連する検討事項の概要を書面にて競技長に報告するものとし、競技委員長は陪審員長の報告書を公表するものとする。

競技会の結果が抗議の裁定によって影響を受ける可能性がある場合、その結果は、抗議の裁定が下るまで正式なものとはみなされない。

6.3.3 競技会後の抗議

6.2.3項の競技会後の不服申立てに関する決定に対する抗議では、不服申立てが裁定されてから15日以内に、当該NACから該当するASC会長へ送られなければならない。

抗議は、可能な限り速やかに、遅くとも抗議を受領してから1ヶ月以内に、関係するASC事務局によって処理され、裁定されなければならない。

尚、抗議に対する決定は、該当するASCの会長から抗議者に送られるものとする。

6.3.4 記録挑戦に対する抗議

6.2.4項に記載された記録挑戦に対する不服申立てに関する決定に対しての抗議は、不服申立てに対する決定が当該NACに通知されてから15日以内に、当該NACが英文書面にて、FAI事務局に送付されなければならない。

抗議は、可能な限り速やかに、遅くとも抗議受領後1ヶ月以内に、CASI事務局と協力して、FAI事務総長によって処理され、裁定されるものとする。

なお、抗議に対する決定は、FAI事務総長により抗議人に送付され、その写しがCASI会長および該当するASCの会長に送付されるものとする。

6.4 控訴

NACは、本章の規定に準拠し、国際競技会及び記録挑戦に関する事項及び、スポーツの本質に反するような決定に対し、FAIに控訴することが出来る。

FAIへの控訴権は4.10.2項にあげる事柄の場合は、その事柄を除いて関係するNACのみにある。

控訴の取扱いはFAIエア・スポーツ・ジェネラル委員会（CASI）が担当する。

控訴は、当該事項について控訴人からの抗議申請後にのみ、行うことができる。

共同提訴は、異なる控訴人が既に抗議を行っており、かつ当該事項に関して同じ立場を有していることを条件として行うことができる。

6.4.1 控訴通知

各控訴に対する控訴通知は、関係するNACの正式な代表者、または4.10.2項にあげる事柄については関係する個人が、控訴通知を英文で作成しFAI事務総長宛に提出しなければならない。

控訴通知にはすべての必要書類を添えることとする。

6.4.2 事務手数料

控訴には事務手数料を支払わなければならない。共同控訴の場合、各控訴人が事務手数料全額の支払いをしなければならない。尚、事務手数料の金額は、FAI の料金表で定められる。

CASI が設置する国際控訴裁判所の初回審理前に控訴人が控訴を取り下げない限り、控訴が成功したか否かにかかわらず、事務手数料は返金されない。

6.4.3 控訴期限

FAI への控訴および対応する事務手数料は、90 歴日以内に FAI 事務局に提出しなければならない。本項に基づき定められた期限は、不服申し立てにつながる事件、措置、または決定の発表が公表された翌日から開始されるものとする。公休日および非営業日は、期限の計算に含まれる。期限が土曜日、日曜日またはスイスの祝日に終了した場合、期限は翌営業日に失効する。

特別な事情がある場合、CASI 事務局はこの期限を延長することができる。

6.4.4 控訴処理

CASI は、3 名の委員から構成される国際控訴裁判所 (IAT) を設置する。ITA 委員は、原告、被告と一切の利害関係にないことを要し、CASI 委員長の推薦に基づき、CASI 事務局により任命される。同委員長は裁判長を指名する。

同一案件について異なる上訴が行われる場合には、独自の IAT を設置することが可能である。

いかなる場合においても、FAI は、最初の合理的な機会に、IAT の決定を関係者に伝えるものとする。

いかなる者も、FAI またはいかなる者に対しても、手続きを開始するために決定書を使用してはならない。IAT または FAI 事務局は、教育的な理由から、FAI ウェブサイトに掲載することができる決定の要約を作成することができる。この要約には関係者の氏名を記載する必要はない。

IAT の決定は、審判所の決定が公表されてから 21 日以内にローザンヌのスポーツ仲裁裁判所 (CAS) に対して不服申し立てがなされない限り、または、決定後に重大な事実関係が明らかにならない限り、最終的なものとなる。

この場合、CASI はさらなる措置を決定する。公休日および非稼働日は 21 日の計算に含まれる。期限が土曜日、日曜日またはスイスの祝日に終了した場合、期限は翌営業日に失効する。

第7章 国際記録

7.1 定義

国際記録とは、世界記録及び（または）大陸記録をいう。

FAI により認定され、FAI スポーツ規程総則編及び種目別セクション規程による FAI クラス、サブクラス、カテゴリーあるいはグループで樹立された最高記録である。

クラス分けは上記 2.1 項に規定されており、サブクラス、カテゴリー及びグループはスポーツ規程のスペシャライズド・セクションに規定されている。

7.1.1 種類

記録の種類（例、高度記録、ペイロード付き高度記録、異なるコースでの距離又は速度記録等）は FAI クラス毎にスポーツ規程のスペシャライズド・セクションに規定される。

7.1.2 コンプライアンス

国際記録としての認定を申請するいかなる成績も、このスポーツ規程の総則及び該当するスペシャライズド・セクションが定める全ての関連条項を順守し実施されなければならない。

7.1.3 認定

成績は世界記録認定基準、及び（または）大陸記録認定基準を満たすことを要する。

認定申請に際しては、世界記録認定か大陸記録認定かそれとも両方かを明示しなければならない。

仮に世界記録と大陸記録の両方が認定された場合でも FAI の記録認定事務手数料は一回のみ徴収される。

7.1.4 大陸地域

記録を実施する上で、大陸地域とは、大陸選手権のために定められた上記 2.5 項の通りとする。

但し、各 ASC がスポーツ規程のスペシャライズド・セクションでロシア連邦の東経 61 度以東をアジア地域と定めた場合はその定めに従う。

7.1.5 大陸記録

各 ASC は、その活動において大陸記録を設定するか否かを決定し、設定をする場合には、各 ASC は挑戦者に適用される具体的な基準及び（または）条件や制限をスポーツ規程のスペシャライズド・セクションに規定しなければならない。

7.1.6 新記録

各 ASC は、担当種目のスポーツ規程のスペシャライズド・セクションに新規で定める全ての国際記録につき、FAI 事務局に通知しなくてはならない。通知内容には、成績の計測実例が含まれていなければならない。

7.1.7 その他の定義

- 航空 - 地表からの高さ 100 キロメートル同等もしくはそれ以下の高さのすべての航空スポーツを含む空中活動。
- 高度 - 平均海面 (MSL) からの垂直距離。「QNH」および「高さ」も参照のこと。
- Astronautics - FAI の目的としては、地球の平均海面から 100km を超える上空での活動。
- Barogram (バログラム) - 気圧計 (バログラフ) または同様の機器によって測定された気圧の記録。
- Barograph - 自己記録式アネロイド気圧計
- C - (温度) - 摂氏。
- 認定 - FAI 飛行成績の検証を目的とした飛行を検証するプロセスに関する証明書やその他の書類への署名や作成。
- C of A - 耐空証明書。
- 地球モデル - 幾何学的計算が行われる数学的表面。使用されている地球モデルには楕円、球体、平面がある。
- 楕円体 - 一般的に地球モデルとして使用される 3 次元楕円体。WGS84 楕円体を参照。
- FAI 球体 - 半径が 6,371km で、体積は WGS84 楕円体とほぼ同じ。
- g - 重力による加速度 (9.81m/s²)。
- G - 加速度下で航空機にかかる重力の倍数。
- ガリレオ (Galileo) - ロシアのグロナス (GLONASS) および米国の GPS 衛星ナビゲーションシステム

- ムに相当する欧州 GNSS システム。
- 測地線 - 曲面上の 2 点間を結ぶ最短距離の経路。
- 測地系 - 地球を基準としたフレームである。これにより衛星を基準とした位置から地球表面を基準とした位置への変換を可能にする。測地系は、定義された表面と、その表面上の本初子午線の位置を特定するために使用される一連の時計パラメータで構成される。すべての FAI 目的のための測地系データは WGS 84 です
- GLONASS - 全球軌道航法衛星システム (Global Orbital Navigation Satellite System)。アメリカの GPS に似たロシアの GNSS システム。
- GNSS - 全地球航法衛星システム (ロシアの GLONASS や米国の GPS など全てのシステムの総称)
- GPS - グローバル・ポジショニング・システム (現国防総省が管理している米国の GNSS システム)
- 認証 - NAC または FAI による記録を目的とする飛行成績の検証。
- ICAO - 国際民間航空機関 (本部: カナダ・モントリオール)
- ISA - ICAO が定める国際標準大気。
- OO - 公式立会人 (オフィシャル・オブザーバー)
- 宇宙 - 地表から 100km を超える上空。
- UTC-協定世界時 (旧 GMT)。
- 承認 (Validation) - 批准または公式承認の行為。FAI 用語では、FAI の目的のために飛行成績 (またはターン・ポイント到達など飛行成績の要素) を承認する行為。
- 検証 (Verification) - 飛行成績を承認するため、証拠を確認し、収集するプロセス。
- ヴィンセンティー法 - WGS84 楕円体上の 2 点間の距離を計算するために使用する実験的方法。
- ウインド・トンネル (風洞) - 動力によって気流を発生させ、自由落下と同様の飛行を可能にする垂直または水平のトンネル。
- WP、ウェイポイント - 飛行成績の一部として主張されるスタート、ターン、フィニッシュ・ポイントの総称。
- WGS 84 - FAI をはじめ、ほとんどの航空局、民間航空機関、電子機器メーカー、地図メーカーが使用する世界標準の測地系データ。
- WGS 84 楕円体 - WGS 84 測地系で使用される面。半長軸 6378.1370km、半短軸 6356.7523km の楕円体。短軸は地球の極軸とされている。

7.2 アブソリュート・レコード (絶対記録)

FAI が絶対記録として認定する記録のタイプは各 ASC が決定し、スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに示される。

7.3 記録保持者

国際記録は個人、またはチームによって保持されるか、あるいはスポーツ規程のスペシャライズド・セクションに記載されているとおりである。チームは、FAI または国際競技者によって構成される。

国際記録が複数の個人または NAC の名義である場合、FAI は記録申請者である NAC から記載順に要請がない限り、FAI は各個人の名前と各 NAC をアルファベット順に記載する。

7.4 管理

7.4.1 NAC の責任

挑戦の行われた場所に関係なく、国際記録に挑戦する個人、あるいはチームでの挑戦の場合は最も多くのチーム員に FAI スポーティング・ライセンスを交付した NAC (主催 NAC) は、FAI へ国際記録を申請する前に記録書類を認証する責任を負う。

7.4.2 マルチ NAC 案件

7.4.2.1 外国領土で行われる場合

記録挑戦飛行が主催 NAC ではない国で開始そして終了する場合、その国の NAC (ローカル NAC) は 5.5 項に基く公式立会人を認可することで、その挑戦を管理する。

この場合、ローカル NAC は管理 NAC としての役割を有する。

必要に応じて、および/または主催 NAC の要請により、管理 NAC はその国で開始、もしくは終了する記録挑戦の管理も行うものとする。

7.4.2.2 2つの領土で行われる場合

記録挑戦が他の NAC の領土を通過し或いはその領土の上空で行われる場合、主催 NAC は必要かつ該当するならば、その NAC に対し記録挑戦がその領土の上空で計画されていることを事前に通知しなければならない。

7.5 許可取得の義務

記録挑戦しようとする個人は、認可及び承認の取得を含め、挑戦の実行、管理及び承認に必要な一切の責任を負う。記録申請の際、挑戦期間をカバーする有効な FAI スポーティング・ライセンスを挑戦者が所持していたことを示さなければならない。

7.6 同時達成記録

同一日に記録が2名以上の申請者により破られた場合、ASC がスポーツ規程のスペシャライズド・セクションにこのような事態に対する特別規定を定めている場合を除き、最高のパフォーマンスのみが新記録の対象となる

2名以上の申請者が同時に、同一条件下で、成績を達成した場合、同時達成記録と認められることがある。この場合、当該記録は記録達成者の連名で登録される。

全ての場合において、記録申請書にはパフォーマンス実施日のみならず、パフォーマンス時の現地時間及び該当する場合は競技会ラウンドを記載しなければならない。

7.7 マルチプル・レコード（複数達成記録）

個人もしくはチームは、同一の記録挑戦で複数の記録に挑戦することができる。ただし、これらの記録は同一クラスに属し、関連スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに基づくものであり、かつ、それらが別々の記録であるかのように、同じ検証及び認定方法により管理される場合に限る。

7.8 認定

7.8.1 サポーターティング・ファイル

国際記録の申請は、申請要件を満たしていることを証明するために必要な、全ての情報及び認定を含む申請書類によって裏付けられていなければならない。申請書類は、主催 NAC により提出され、挑戦後 120 日以内に FAI 事務局に受領されなければならない。ただし、関係する ASC 会長が通常の期限内に申請書類を提出することが困難な要因について、検討し延長を認めた場合は、その限りではない。延長申請書は上記の期間内に ASC 会長に提出され、FAI にも、そのコピーを提出しなければならない。FAI 事務局は、記録申請書類を受領した旨、申請者ならびに主催 NAC に通知する。申請書類は、スポーツ規程の関連するスペシャライズド・セクションに定める要件を遵守しなければならない。もし何も明記されていない場合は、適切な様式によるもので、かつ、その挑戦がスポーツ規程に則って行われたという旨の記述を含む必要がある。

7.8.2 記録申請

記録申請は、該当する場合、以下が含まれるものとする。

- 申請する記録がどの分類に属するか（クラス、サブクラス等）
- 記録成績を含む名称及び説明
- 挑戦した場所（コース）、日付及び現地時間
- 競技会名及び成績が達成された時の競技会ラウンド
- パイロットの氏名、性別及び国籍、および/または代表する国名
- パイロットのスポーティング・ライセンスの番号と有効期限、及び交付した NAC の名称
- 5.5 項に基づいて任命された公式立会人による証明書
- 航空機のタイプ及び登録または識別記号
- エンジン又は動力源のタイプ及びその番号
- 記録挑戦を管理する責任のある NAC の名称
- スポーツ規程のスペシャライズド・セクションに明記される各 ASC が要求するその他の情報

7.8.3 提出物

世界記録の FAI への正式プレリミナリー・クレイム（仮申請）は、主催 NAC、または管理 NAC、もしくは記録挑戦を管理する公式立会人、競技会の主催者（5.5.4 項参照）、または申請者のいずれかが、文書（ファックスや E メールを含む）、もしくは電話通知で行うものとし、記録挑戦完了後

7日以内にFAIに受領されなければならない。
ただし、ただし、関係するASC会長が通常の期限内に申請書類を提出することが困難な要因について、検討し延長を認めた場合は、その限りではない。
FAI事務局は、仮申請の内容の詳細をFAIのウェブサイトに投稿し、かつ各NAC、ASCデレゲート及び会長にEメールで通知することにより、その仮申請の受理を認める。
NACは申請者に対し進捗状況を逐一通知することが望ましい。

7.8.4 **カテゴリ1競技会**

各ASCは、そのスペシャライズド。セクションに、カテゴリ1競技会で達成された記録成績について、直接FAIへ通知することを認める規定を含めることができる。
このような通知は、7.8.1及び7.8.3の条項に従うことは求められないものの、申請要件を満たしていることを証明するために必要な情報を含めなければならない。ただし、必要な管理手数料が支払われるよう、FAIへ直接送られた通知は、記録申請者のNACにも送られなければならない。

7.9 **検証**

FAI事務局と関係するASCは、さらなる情報または文書を要求する権利を留保し、NACに対し受理または拒否の通知を遅滞なく行う。証拠不十分の場合又は規則に抵触する可能性がある場合、FAIは関係するASCに照助言を求める。拒否する場合、FAIは全て文書にて説明を行う。

7.10 **通知**

7.10.1 **認定前**

FAI事務局は、記録申請の詳細をFAIのウェブサイトに掲載し、NAC、ASCデレゲート、および会長にEメールで通知することにより、出来る限り速やかに通知するものとする。

7.10.2 **認定後**

FAI事務局は、新記録の最終認定の詳細をFAIのウェブサイトに投稿し、且つ各NAC、ASCデレゲート及び会長にEメールで通知することで、全NACに通達する。
最初の認定発表日から90日以内に当該認定に対して控訴の申立てがなければ、認定は最終的なものとなる。

第8章 測定、計算、許容差(マージン)

8.1 測定

8.1.1 単位：

FAI で使用される単位方式は角度の単位を除きメートル法 (SI units) とする。方位は真北から時計回りに度単位で計測する。地理座標は度単位で表記する (推奨形式は度及び十進分)。

8.1.2 概要：

機材に関わる技術的な基準と同様に位置、距離、時間、高度、質量ほかの主要な値を測定／記録する際の手法や精度基準も、各 ASC で決定され、スポーツ規程の然るべき条項に明記される。記録挑戦フライトの場合、実際に使用される測定／記録機器の適合性は、同機器が当該 FAI エア・スポーツ委員会によって承認された機器と同じ型であることを公式立会人が照合することで確認する。

注：ここ (8.1.2 項) で使用する「承認」という用語は関係する ASC による承認のことをいう。

8.1.3 位置：

位置は承認された地図を参照しながらあるいは GNSS によって直接測定することができる。GNSS による場合、すべての地点、所在地、地理座標及び同時に使用された地図は WGS84 地球測地系に準拠しなければならない。

8.1.4 距離：

距離は直接測定あるいは承認された地図によって決定することができる。

8.1.5 方位：

方位は直接測定あるいは承認された地図によって決定することができる。

方位とは当該地点から見た方位を差す。

8.1.6 時間：

経過時間や時刻は承認された時計または GNSS で測定することができる。

8.1.7 高度：

気圧高度は承認された気圧測定装置を用いて測定することができる。

幾何学的高度及び/または地表からの高度は GNSS、光学的方法またはレーダーを用いて測定することができる。

8.1.8 質量：

質量は関係する ASC が承認したスケールと方法を用いて測定されなければならない。航空機の離陸質量は運航乗員を含め離陸時の総質量とする。

8.2 計算

8.2.1 概要：

距離、方位、高度、速度、及びスコアを算定するための方式や精度基準は各 ASC で決定しスポーツ規程の然るべき条項に明記する。

注：ここ (8.2.1 項) で使用する「承認」という用語は関係 ASC による承認のことをいう。

8.2.2 地球モデル：

幾何学的計算に基づく仕様／規格は ASC が定めるものとする。ASC による特段の定めが無い場合、幾何学的計算に使用される地球モデルは、WGS84 楕円体とする。

地球儀の仕様を定める場合は“FAI Sphere”とする。

平面模型が使用される場合には平面図法を厳密に定義しなければならない。

- 8.2.3 **距離**：
地理座標から計算する場合の距離は当該計算で使用する地球モデル上の測地線の長さとする。
- 8.2.4 **方位**：
地理座標から計測する場合の方位は使用する地球モデル上の所定地点との測地線で計測された方位とする。
- 8.2.5 **高度**：
測定された高度を訂正する（必要が生じた）場合の計算方法は ASC が定める。標準圧力モデルが必要とされる場合には ICAO 標準大気とする。
- 8.2.6 **速度**：
速度は距離と経過時間から計算する。
- 8.2.7 **スコア**：
スコアの計算方法は、ASC で定める。
- 8.3 **記録の許容差(マージン)と精度**
- 8.3.1 **マージン**：
各 ASC は新たな記録が既存の記録を上回るべき値／マージンを詳細に定めることに責任を負うものとする。
- 8.3.2 **精度**：
各 ASC は記録に求められる精度を定める。
パフォーマンスを認証する際には記録を行うために使用されるテクノロジーが有する精度よりも高い精度を求めてはならない。
- 8.4 **承認**
- 8.4.1 **方法**：
各 ASC は計算処理方法についてアルゴリズム／処理方式を定める代わりに特定の飛行評価方式や採点プログラムを承認することができる。
当該方式を取る場合、ASC は当該の飛行評価方式と採点プログラムについて試験、承認、バージョン管理を確実に履行しなければならない。
- 8.4.2 **管理**：
FAI 執行役員会は、あらゆる国際記録に関する認定基準や解析手法を見直す権限を有する。